

第 7 編

資料

I 事務日程
1 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				(選挙準備) ・執行計画、事務分担、啓発計画の作成 ・各種手引き、諸印刷物の作成(準備) ・投票用紙・封筒類、公営物資、選挙公報、点字物資等の作成(準備) ・投票用紙・封筒類の入札通知 ・選挙公報原稿用紙の見積執行通知 ・選挙運動用通常案書差出票の見積執行通知 ・比例代表氏名掲示・国民審査氏名掲示・国民審査注意書きの見積執行通知 ・公営物資・ピラ証紙の見積執行通知 ・選挙公報・審査公報の見積執行通知 ・点字名簿の見積執行通知 ・選挙のお知らせ(小選挙区)の見積執行通知 ・ポスター掲示場の減少協議(法144の2②) ・投票期日の繰上げ内申(法56、令46) ・投票時刻の繰上げ・繰下げの届出(法40①) ・各種告示にかかる協議(解散後に委員長専決に対応) ・報道関係、警察、啓発関係の打合わせなど ・政見放送打合わせ 【委員会告示】 ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数(法150①、実施規程2)	
9月28日	木	▲12	▲24	◎衆議院解散 ・各種告示にかかる委員長専決 ・市町選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:00~17:00) 【通知等】 ・政治活動用ポスターの掲示の制限について(法143⑩、⑪) (衆議院解散日の翌日(9月29日)~選挙期日) ・寄附禁止の強化について(法199の2、199の5) (衆議院解散日の翌日(9月29日)~選挙期日) ・選挙特報の発出	市内会議室
9月29日	金	▲11	▲23	補正予算成立 【契約等】 ・投票用紙・封筒類の入札・契約(10月6日納品) ・選挙運動用通常案書差出票の随契(10月5日納品) ・公営物資の随契(10月5日納品) ・ピラ証紙の随契(10月5日納品) ・選挙公報・審査公報の随契(10月14日・15日納品) ・比例代表氏名掲示・国民審査氏名掲・国民審査注意書きの随契(10月6日納品) ・点字名簿の随契(10月12日納品) ・選挙のお知らせ(小選挙区)の随契(10月16日納品) ・選挙公報原稿用紙の随契(9月29日納品)※9/21契約 【委員会告示】 ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数(法150①、実施規程2) ・「不在者投票の手引き」の発送 ・国民審査対象予定裁判官氏名等の通知受理(審法第4条の2)市町への通知	
9月30日	土	▲10	▲22	衆議院投票用紙原版検査	市内印刷所
10月2日	月	▲8	▲20	候補者届出政党等説明会(市町の出席は不要) ・国民審査投票用紙原版検査	市内会議室 市内印刷所
10月3日	火	▲7	▲19	衆議院・国民審査投票用紙の印刷開始 ・特定国外派遣議員の不在者投票投票用紙等(国民審査除く)の発送開始(令59の5の4㉒)	市内印刷所

I 事務日程
1 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月4日	水	▲6	▲18	・衆議院・国民審査投票用紙の印刷 ・明るい選挙推進ポスターコンクール審査会(10:00~12:00) ・選挙のお知らせ(比例・国審)の簡契(10月16日納品)	市内印刷所 県庁内会議室 日本盲人福祉委員会
10月5日	木	▲5	▲17	・衆議院・国民審査投票用紙の裁断・梱包 ・県政記者クラブ打合わせ ・公営物資等・通常案書差出票の納品、検品 ・ピラ証紙の納品 ・衆議院・国民審査点字投票用紙の刻印・搬入(納品) 【委員会告示】 ・選挙人名簿登録基準日等(法22②、令14②) ・ポスター掲示開始期日(法144の2⑤、県規29)	市内印刷所 県政記者室 県庁内会議室 県庁内会議室 市内印刷所
10月6日	金	▲4	▲16	・選挙管理委員会(13:15~15:00) ・衆議院・国民審査投票用紙・封筒等の搬入(納品) ・ピラ証紙の検品 ・公営物資等の箱詰め ・比例代表・国民審査氏名掲示及び国民審査注意書きの納品	選挙管理委員会 県庁内会議室 県庁内会議室 県庁内会議室
10月7日	土	▲3	▲15	・衆議院・国民審査投票用紙・封筒類の市町等への発送 ・比例代表・国民審査氏名掲示及び国民審査注意書きの発送	県庁内会議室 県庁内会議室
10月9日	月	▲1	▲13	・立候補届出受理のリハーサル(10:00~12:00)会場設営9:00~ 【選挙人名簿登録基準日・登録日】 □選挙人名簿登録者数速報受理(法22②、自治法第74④)	県庁内会議室
10月10日	火		▲12	◎公示日 【委員会告示】 ・投票用紙の様式及び規格 ・国民審査における投票用紙の様式及び規格(審法14) ・繰上投票区及び投票期日(法56、令46①) ・選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・審査分会長及び同職務代理者の選任(審法27) ・選挙会を行う場所及び日時(法78) ・選挙分会を行う場所及び日時(法78) ・審査分会を行う場所及び日時(審法34、法78) ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法169⑤) ・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時(実施規程14①) ・投票所(期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。)における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法175③、⑤) ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①、②、令129) ・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか(自治法74ほか) ・開票区の設定(法18、令10の2) ・選挙運動費用支出制限額(法194①、196) 【選挙長告示】 ・選挙長の執務場所(県規3②) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62⑥) ・候補者届出書の受理(法86③) ※以下、「立候補届出」と表記 【選挙分会長告示】 ・選挙分会長の執務場所(県規3②) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、62⑥) 【審査分会長告示】 ・審査分会長の執務場所(県規3②)	

I 事務日程
1 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月10日	火	0	▲ 12	<p>【小選挙区・立候補届出受理等関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立候補届出受理（8:30～17:00）（法86①、②） 立候補届出受理の際、違反文書にかかる撤去指導文書の交付 立候補届出受理の報告（法86⑬） 立候補届出受理の通知（令92①） 照会 速報（総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ） 選挙公営物資（法141⑤、県規8ほか）、証明書等（法149①、県規34①ほか）の交付 選挙事務所の設置・異動届の受付開始（法130②、令108） 出納責任者の選任・異動届の受付開始（法180③、182） 選挙運動事務員等届出書の受付開始（法197の2⑤、令129⑧） 選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） 選挙公営にかかる契約締結の届出等の受付開始（法141⑦、県規17ほか） 立候補辞退届出の期限（午後5時）（法86⑩、⑫） 政見放送申込みの期限（法150①、実施規程5） 政見放送、経歴放送順序を定めるくじの実施（実施規程14④） 政見放送の日時等の通知（実施規程14③） 選挙公報掲載申請の期限（午後5時）（法168①） 選挙公報原稿の印刷所持込み、原稿作成 選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤） 小選挙区選挙公報の並替え、製版 県選管ホームページに候補者の情報掲載 点字の候補者名簿の発注 「選挙のお知らせ（小選、点字・音声版）」の発注 <p>【比例代表関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名簿届出政党等の通知受理、市町・地方書記室への通知（令92⑥） 選挙事務所の設置、異動届の受付開始（法130②、令108） 選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。：における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤、県規53①） 投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。：における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序の市町への通知（法175、県規53②） 名簿届出政党等の名称等の掲示の印刷開始 選挙公報掲載申請政党等の数及び掲載ページ等の通知受理 選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤） 県選管ホームページに名簿届出政党等の情報掲載（総務省ホームページへのリンク） 点字の名簿届出政党等名簿の発注 	<p>県庁内会議室</p> <p>17:00以降</p> <p>10:30頃 17:00以降 印刷所</p> <p>市内印刷所 市内印刷所</p> <p>17:00以降</p> <p>17:00以降</p> <p>市内印刷所</p>
10月11日	水	1	▲ 11	<ul style="list-style-type: none"> 小選挙区選挙公報の版下・フィルム作成、検査 国民審査審査公報の原稿受理・印刷所持込み 国民審査審査公報の版下・フィルム作成、検査 	<p>印刷所 総務省 印刷所</p>
10月12日	木	2	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> 点字名簿の納品、市町への発送開始（～10/13） 	印刷所
10月13日	金	3	▲ 9	<ul style="list-style-type: none"> 比例代表選挙公報原稿の受理（法169①）・印刷所持込み 比例代表選挙公報の版下・フィルム作成、検査 名簿届出政党等の名称等掲示の納品・市町への発送 	<p>総務省 印刷所</p>

I 事務日程
1 県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月14日	土	4	▲ 8	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報（3区・4区）の印刷・発送 街頭啓発（長崎市実施分） 	印刷所
10月15日	日	5	▲ 7	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報（1区・2区）の印刷・発送 	印刷所
10月16日	月	6	▲ 6	<ul style="list-style-type: none"> 折込みセンター分選挙公報・審査公報の発送 期日前投票者数速報受理（1回目）（～9:30） 投開票速報会場の設営 「選挙のお知らせ（小選・比例・国審）」の納品・発送開始（～10/17） 	<p>12:00 記者発表 県庁内会議室 県庁内会議室</p>
10月19日	木	9	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> 選挙立会人の届出期限（法76、62①） 選挙立会人のくじの実施（法76、62②） 選挙立会人の選任、通知（法76、62⑥） 投開票速報リハーサル（18:00～） ◎小選挙区選挙補充立候補の届出期限（法86の4⑤） 	17:00以降 県庁内会議室
10月20日	金	10	▲ 2	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報の各世帯配布期限（法170①） 政見放送最終日（実施規程12②） 【委員会告示】・繰上投票区及び投票期日（法56、令46①） 	
10月21日	土	11	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> ◎繰上投票区投票日（法56） 期日前投票者数速報受理（2回目）（～9:30） 街頭啓発 期日前投票及び不在者投票最終日 投開票速報等の準備完了 選挙運動最終日（法129） □選挙当日有権者数速報受理 □繰上投票区投票結果速報受理 	<p>12:00 記者発表</p> <p>翌日10:00 記者発表 県庁完了次第 記者発表</p>
10月22日	日	12	0	<ul style="list-style-type: none"> ◎選挙期日【投票日】 選挙事務所廃止届の受付 選挙当日有権者数記者発表（10:00） 期日前投票者数速報受理（最終）（～9:30） □推定投票率受理・記者発表（以下、同じ。） □投票結果速報 □開票状況中間・結果速報 【委員会告示】 開票区の設置（法18、令10の2） 開票区の設置及び変更（法18、令10の2） 	<p>県庁内会議室</p> <p>12:00 記者発表</p>
10月23日	月	13	1	<ul style="list-style-type: none"> 投開票速報会場の撤収 投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領） 当選証書浄書の作成 	<p>県庁内会議室 県庁内会議室 印刷所</p>
10月24日	火	14	2	<ul style="list-style-type: none"> 投開票結果の文書検収（法66③、令74、要領） 	県庁内会議室
10月25日	水	15	3	<ul style="list-style-type: none"> 小選挙区選挙会（1区・2区 9:30～、3区・4区 10:00～） 比例代表選挙分会（10:30～） 国民審査審査分会（10:30～） 選挙管理委員会あての小選挙区当選人の決定報告の作成（法101①） 選挙管理委員会（13:00～13:45） 当選の告知（法101の3②） 当選証書付与式（法105①）（14:00～） 当選人の住所及び氏名の告示（法101②） 	<p>県庁内会議室 県庁内会議室 県庁内会議室</p> <p>選挙管理委員室 県庁内会議室 特別応接室</p>
10月26日	木	16	4	<ul style="list-style-type: none"> 小選挙区選挙の当選人に関する報告（総務大臣あて）（法108①） 比例代表の選挙分会報告（選挙長あて）（法81） 国民審査の審査分会報告（審査長あて）（審法29） 	<p>総務省 総務省 総務省</p>
11月6日	月	27	15	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動用収支報告書（第1回目）提出期限（法189①） 	
11月21日	火	42	30	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の効力に関する訴訟提起期限（法204） 	
11月24日	金	45	33	<ul style="list-style-type: none"> 当選の効力に関する訴訟提起期限（法208） 	
11月27日	月	48	36	<ul style="list-style-type: none"> 供託証明書返還開始（訴訟提起がない場合）（法93、令93） 	

2 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				<p>※ 選挙期日の公示前に準備・処理する主な事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 開票区の分割協議（法18②） 投票区の見直し（投票区の告示）（法17②、③） 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整備 ポスター掲示場 <ul style="list-style-type: none"> 減少協議（法144の2②） 掲示場設置場所の選定（法144の2、令111） 掲示場設置図面の作成（令111の2、要領） 掲示場の設置（公示前2日まで）（法144の2、県規28） 掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2④） 立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付（公示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2部以内）（令111の2、要領） 個人演説会（公営施設使用） <ul style="list-style-type: none"> 施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認（法161③、令121） 指定施設の県委員会への報告（法161③） 公営施設管理者からの行事等使用予定表等徴収、使用予定表の作成（令118） 施設利用に関する定めの承認、会場使用料の公表（令119②、121） 選挙人名簿 <ul style="list-style-type: none"> 登録の移替えを行わない期間の決定・広報（告示）（令17ただし書き）（登録の移替えの留保可能期間（解散日～選挙期日）） 選挙人名簿の登録予定者の調査（法21⑤） 選挙人名簿の整理及び抄本の作成（法19④） 在外選挙人名簿 <ul style="list-style-type: none"> 登録事務の迅速化（公示日～選挙期日は登録ができない。）（法30の6②） 投票管理 <ul style="list-style-type: none"> 投票期日の繰上げ内申（該当市町）（法56、令46） 投票時刻の繰上げ・繰下げの届出（該当市町）（法40①ただし書き） 投票管理者、同職務代理者の選任（内定）（法37、令24） 投票立会人の選任（内定）（法38、令27） 投票所の設置場所の決定（法39） 不在者投票にかかる指定投票区等の決定（法37②） 各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成 小選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時決定（法175③、県規53③） 投票所入場券の作成（準備）（令31） 転出（予定）者に対する案内通知の作成（準備） 期日前投票管理 <ul style="list-style-type: none"> 期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定 投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任（内定）及び内定者等への事務手続き（通知） 詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 複数の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討 不在者投票 <ul style="list-style-type: none"> 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼（該当市町）（令55②） 不在者投票用紙等の交付場所の決定（令53、54） 	
				各種準備	

2 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票記載場所の決定（令56、57） 投票管理者（市町選管委員長）の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 不在者投票用紙等（国民審査を除く）の公示日前郵送日の決定（令53）（公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前7日（10月3日）以降） 不在者投票請求の受理（令50①、④） 在外選挙投票 <ul style="list-style-type: none"> 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理（令65の11①）（選挙期日前4日前まで） （衆議院議員の任期満了日前60日にあたる日又は衆議院の解散日から投票用紙等を郵送することができる。）（令65の11、在外則23） 開票管理 <ul style="list-style-type: none"> 開票管理者、同職務代理者の選任（内定）（法61、令67） 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定（法63、64） 開票立会人のくじを行う場所及び日時の決定（法62②）（選挙期日前3日（10月19日）午後5時以降） 選挙公報・審査公報 <ul style="list-style-type: none"> 配布計画の作成等（法170①、②、審令31） 	
9月28日	木	▲ 12	▲ 24	◎衆議院解散	
10月2日	月	▲ 8	▲ 20	・候補者届出政党等説明会（市町の出席は不要）	市内会議室
10月3日	火	▲ 7	▲ 19	・特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等（国民審査を除く）の発送開始（令59の5の4②）	
10月5日	木	▲ 5	▲ 17	・ポスター掲示場図面の交付開始（各市町；希望する候補者に2部限り）	
10月7日	土	▲ 3	▲ 15	・投票用紙・封筒類の受領、点検、保管（要領）	
10月8日	日	▲ 2	▲ 14	・ポスター掲示場の設置期限（要領） ○ポスター掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2①、④）	
10月9日	月	▲ 1	▲ 13	【選挙人名簿登録基準日・登録日】（法22②） ・選挙人名簿登録者数の県選管への報告（～11:00）（令22①、要領） ○選挙人名簿登録抹消の告示（随時）（法28） ○選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数の告示（地自法74ほか） ・不在者投票用紙等の発送開始（国民審査を除く）（令53①） ・国民審査裁判官氏名掲示及び注意書きの受領、保管	
10月10日	火		▲ 12	◎公示日【諸告示の執行等】 ○投票所の告示（法41①） ○投票管理者・同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法37②、令24①、25） ○投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における小選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法175③、⑤、県規53③） ○期日前投票所の告示（令49の7、令25） ○期日前投票所の投票管理者・同職務代理者の住所及び氏名等の告示、選任通知（令49の7、25、27） ○在外選挙人が投票を行う期日前投票所指定の告示（令65の13ほか） ○不在者投票用紙等の交付場所の告示	

2 市町の事務

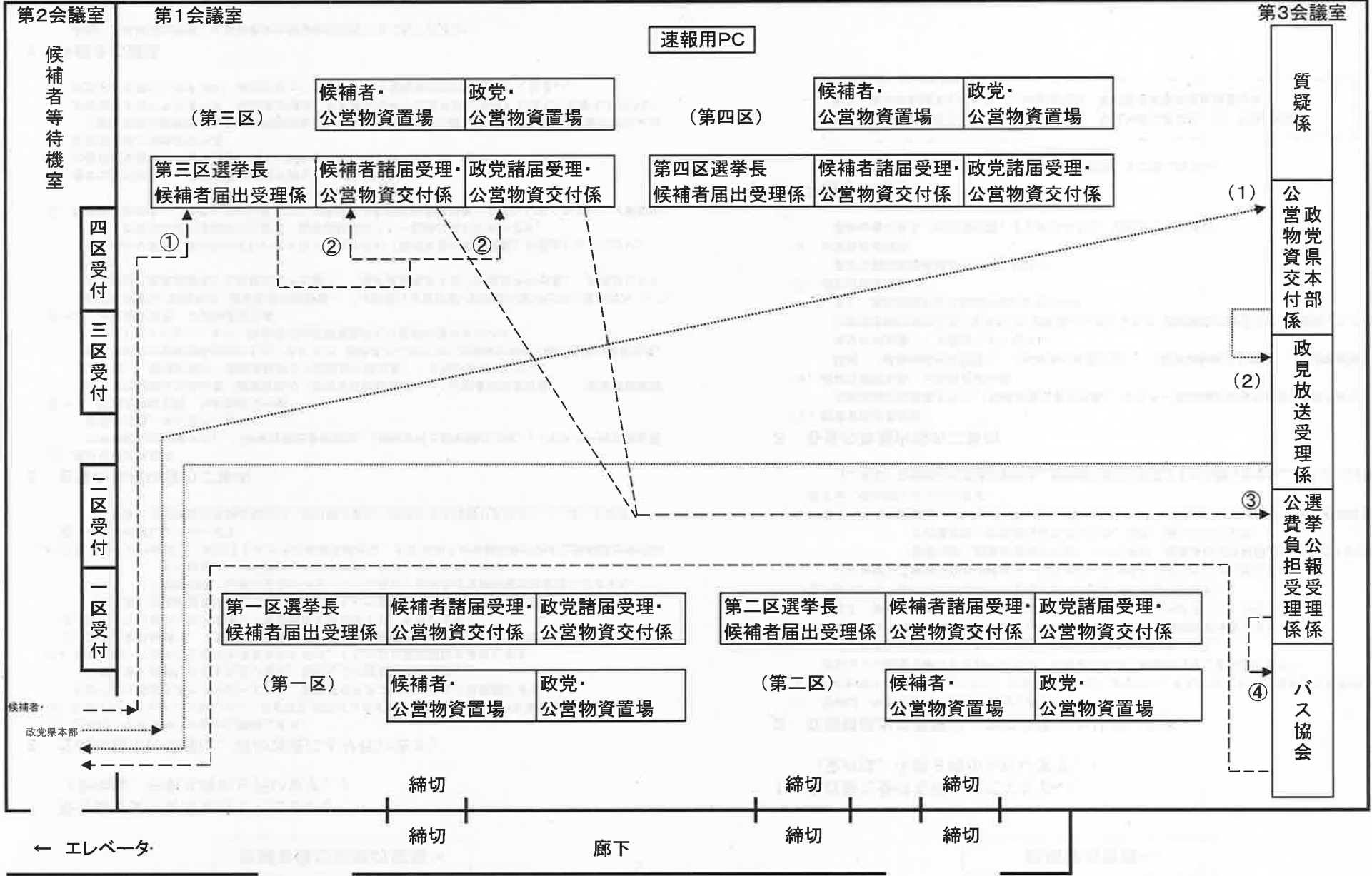
月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月10日	火	0	▲ 12	<ul style="list-style-type: none"> ○開票管理者・同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知 (法61②、令68) ○開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示 (法62⑥) ○開票の場所及び日時の告示 (法64) ・投票立会人の選任及び通知 (本人及び投票管理者) (法38①、令27) ・期日前投票所の投票立会人選任及び通知 (本人及び投票管理者) (法48の2、38①、令49の7、27) ・投票所入場券の交付開始 (令31) ・小選挙区候補者氏名等の通知受理 (令92①) 及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知 (令92②) ・比例代表名簿届出政党等の名称等の通知受理 (令92③) 及び名簿届出政党等の名称等の投票管理者、開票管理者への通知 (令92⑦) ・国民審査裁判官氏名等の通知受理 (審法第5条の2) 及び裁判官氏名等の投票管理者、開票管理者への通知 (審法第5条の2) ・諸届受理 選挙事務所設置届の受付開始 (法130②、令108) 開票立会人届出の受付開始 (選挙期日前3日まで) (法62、令69) 公堂施設使用の個人演説会開催申出書の受付開始 (法163、令112①) ・選挙人名簿 (選挙時登録) の閲覧 (公示日のみ) (法28の2、24) ・在外選挙人名簿の閲覧 (公示日のみ) (法30の12、30の8) ・投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。：における小選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 (法175③、⑤)) ・投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。：における名簿届出政党等の名称等の掲載順序の通知受理 (法175、県規53②)) ・投票所 (期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。：に掲示する小選挙区候補者氏名等・比例代表名簿届出政党等の名称等の氏名等掲示の作成 (法175⑤)) ・期日前投票所及び不在者投票所の準備完了 【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】 (法37⑦) ○指定投票区及び指定関係投票区の告示 (あらかじめ) (令26②) ・指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告 (あらかじめ) (令26②) 【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例該当市町】 ・繰上投票期日の県選管からの通知受理 (あらかじめ) (令46①) 及び投票管理者、開票管理者への通知 (令46②) ○投票所開閉時刻の繰上げ (繰下げ) の告示 (法40②) ・投票管理者への通知 (法40②) ・県選管への届出 (あらかじめ) (法40②) 【期日前投票所開閉時刻の特例該当市町】 ○期日前投票所開閉時刻の繰上げ (繰下げ) の告示 (法48の2③、40②) 及び投票管理者への通知 (法48の2、40②) 	17:00以降
10月11日	水	1	▲ 11	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所及び不在者投票記載場所における小選挙区候補者氏名等・名簿届出政党等の名称等の掲示開始 (法175②) ・期日前投票 (国民審査を含む) の開始 (法48の2①) ・不在者投票 (国民審査を含む) の開始 (法49) ・国民審査不在者投票投票用紙等の発送開始 (審令13) 	
10月12日	木	2	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> ・公堂施設使用の個人演説会等の開催開始 (法161) 	
10月13日	金	3	▲ 9	<ul style="list-style-type: none"> ・点字の候補者等名簿の受領開始 (～10月14日頃) 【予定】 	

2 市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
10月14日	土	4	▲ 8	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報・審査公報の受領 (～10月16日) (法170①ほか) ・比例代表名簿届出政党等の名称等の掲示の受領 ・「選挙のお知らせ (点字・音声版等)」の受領 (～10月18日頃) 	
10月16日	月	6	▲ 6	<ul style="list-style-type: none"> □期日前投票者数速報 (1回目) (～9:30) 	
10月17日	火	7	▲ 5	<ul style="list-style-type: none"> ○投票所の告示期限 (法41①) 	
10月18日	水	8	▲ 4	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等不在者投票にかかる投票用紙等の請求期限 (17時まで) (法49、令59の4①) ・在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求期限 (17時まで) (令65の11①) 	
10月19日	木	9	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> ・投票立会人の選任、通知期限 (法38①、令27) ・特定国外派遣組織の不在者投票 (国民審査を含む) にかかる投票用紙等の請求期限 (17時まで) (法49、令59の5の4⑤) 【開票立会人届出期限】 ・開票立会人のくじの実施 (法62②、④) ・3人に満たない場合の選任、本人への通知 (法62③) ・開票立会人にかかる開票管理者への通知 (令70の2②) 【▲補充立候補届出期限】 (17時まで) (法86の4③) ・ (補充立候補があった場合) 選挙当日の投票記載所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施 (法175③ただし書き) 	17:00以降
10月20日	金	10	▲ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報の各世帯配布期限 (法170①、審令31) 	
10月21日	土	11	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> ◎繰上投票区投票日 (法56) □期日前投票者数速報 (2回目) (～9:30) ・期日前投票及び不在者投票最終日 (法48の2ほか) ・選挙人名簿抄本の投票管理者への送付 (令28) ・投票所入場券配布完了 (令31) ・投票所、開票所の準備完了 □選挙当日有権者数速報 (～22:00) □繰上投票区投票結果速報 	
10月22日	日	12	0	<ul style="list-style-type: none"> ◎選挙期日 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖 (法132) 及び選挙事務所廃止届の受付 ・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認 (法175①) ・不在者投票及び不在者投票調書の送致 (令60②、61②) □期日前投票者数速報 (最終) (～9:30) □開票結果等速報 	
10月23日	月	13	1	<ul style="list-style-type: none"> ・開票結果の文書検収 (法66③、令74、要領) 	
10月24日	火	14	2	<ul style="list-style-type: none"> ・開票結果の文書検収 (法66③、令74、要領) ・選挙結果報告等 (要領) ・執行経費等の報告、受入等 	

II 立候補

1 候補者(立候補)届出受理・公営物資等交付会場 配置図



2 候補者届出政党（候補者）の皆様へ

候補者届出政党の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。
(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

- (1) 受理は、午前8時30分から開始します。
- (2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。
【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。
- (3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。
 - ① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。
 - ② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。
【ご注意】立候補届受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。
(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。
その場合は、次の順位以下の方が、順次、繰り上がります。)
- (4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3) と同様)

3. 各係の事務内容のご案内

- (1) 候補者届出受理係
立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」(候補者用と政党用の2枚)、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。
- (2-1) 候補者諸届受理・公営物資交付係
候補者の諸届出や申出書(候補者用の「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務員等届」、候補者用の「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」)を提出してください。
候補者用の公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された候補者用の「候補者届出書受理票」を提出してください。また、候補者用の選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。
- (2-2) 政党諸届受理・公営物資交付係
政党の諸届出(政党用の「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届(候補者が届け出ない場合のみ)」、政党用の「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」、「選挙運動用ポスター証紙交付申出書」)を提出してください。
政党用の公営物資等の交付を行いますので、政党用の「候補者届出書受理票」を提出してください。
また、政党用の選挙運動用ビラ証紙、選挙運動用ポスター証紙の交付を行います。
- (3) 政見放送受理係
「政見放送申込書」及び「経歴放送用の候補者経歴書」を提出してください。(事前の申込みをされた方は不要です。)
- (4) 選挙公報受理係
選挙公報の掲載申請を行ってください。
- (5) 公費負担受理係
選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。
- (6) 政党県本部公営物資交付係
「候補者届出政党用通常葉書使用証明書」及び届出候補者の数に限らず、政党に対して同数が交付される物資等を交付する係です。係の者が順次、お名前をお呼びしますので受付でしばらくお待ちください。
政党名をお呼びしますので、案内に従って担当の方が公営物資の交付を受けてください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 平成29年10月10日(火)午後5時30分
選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施場所 長崎県選挙管理委員会書記室

候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。
(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

- (1) 受理は、午前8時30分から開始します。
- (2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。
【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。
- (3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。
 - ① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。
 - ② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。
【ご注意】立候補届受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。
(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。
その場合は、次の順位以下の方が、順次、繰り上がります。)
- (4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3) と同様)

3. 各係の事務内容のご案内

- (1) 候補者届出受理係
立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。
- (2) 候補者諸届受理・公営物資交付係
諸届(「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務員等届」、「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」)を提出してください。
公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された「候補者届出書受理票」を提出してください。
また、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。
- (3) 選挙公報受理係
選挙公報の掲載申請を行ってください。
- (4) 公費負担受理係
選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 平成29年10月10日(火)午後5時30分
選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施場所 長崎県選挙管理委員会書記室

Ⅲ 速報

1 記者発表要領

1 発表の種類及び内容等

発表の種類	発表日時		発表の内容	発表機式
	月日	時間		
1 選挙人名簿登録者数	10月9日(月) (公示日の前日)	集計完了次第 (15時頃)	小選挙区別、市町別に、男女別の ・選挙人名簿登録者総数 ・前回(26)の選挙人名簿登録者数 ・国内+在外、国内、在外	衆発一 1号 【メ】 【HP】
2 候補者届出状況 (小選挙区)	10月10日(火) (公示日)	10時15分 15時15分 17時15分	・小選挙区別立候補者一覧表 (届出受理番号、受理時刻、届出の別、届出政党等の名称、氏名、性別、本籍、住所、生年月日、年齢、職業、新前元の別等)	衆発一 2号 【メ】
3 繰上投票区投票結果 (小選挙区)	10月21日(土) (選挙期日前日)	集計完了次第 (22時30分頃 見込み)	・繰上投票区別、男女別の有権者数 ・市町ごとの男女別の投票者数、投票率及び前回投票率	衆発一 3号 【メ】
4 選挙当日有権者数	10月22日(日) (選挙期日)	10時	・小選挙区別、市町別に、男女別の選挙当日有権者数 (国内+在外、国内、在外)	衆発一 4号 【メ】 【HP】
5 推定投票率 (小選挙区)	10月22日(日) (選挙期日)	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 19時30分現在 をそれぞれ、計算 次第 (概ね各現在時の 50分後)	・小選挙区別、市町別に、男女別の推定投票率及び前回同時刻の推定投票率	衆発一 5号 【メ】 【HP】
6 期日前投票者数速報 (小選挙区)	10月16日(月) (選挙期日6日前)	12時	・小選挙区別、市町別に10月15日現在の期日前投票者数及び投票率(対選挙人名簿登録者数比)並びに前回同時点の実績	衆発一 期日前 【メ】 【HP】
	10月21日(土) (選挙期日前日)	12時	・小選挙区別、市町別に10月20日現在の期日前投票者数及び投票率(対選挙人名簿登録者数比)並びに前回同時点の実績	
	10月22日(日) (選挙期日)	12時	・小選挙区別、市町別に期日前投票者総数及び投票率(対当日有権者数比)並びに前回同時点の実績	

発表の種類	発表日時		発表の内容	発表機式
	月日	時間		
7 投票結果 (小選挙区・ 比例代表)	10月22日(日) (選挙期日)	集計完了次第 (23時00分過ぎ)	・市町別、選挙区別(小選挙区のみ)、男女別の選挙当日有権者数、投票者数、投票率及び前回投票率 (国内+在外、国内、在外)	衆発一 6号の1 6号の2 【メ】 【HP】
8 開票状況・開票結果 (小選挙区)	10月22日(日) (選挙期日～)	22時30分を第 1回目として30 分ごとに	<開票状況> ・小選挙区ごとに、市町別、候補者別の得票数及び開票進捗率 <開票結果> ・小選挙区ごとに、市町別、候補者別の得票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、投票者数及び惜敗率	衆発一 7号 【メ】 【HP】
9 開票結果 (比例代表)	10月22日(日) (選挙期日～)	23時00分を第 1回目として1時 間ごとに	・市町別、名簿届出政党等別の得票数、有効投票数、無効投票数、投票総数及び投票者数 ※各市町の確定結果のみ。	衆発一 8号 【メ】 【HP】
10 投票結果・審査結果 (国民審査)	10月23日 (選挙期日翌日)	審査結果の集計完了次第	・市町別の投票結果、市町別及び裁判官別の審査結果	国発一 1、2号 【メ】 【HP】

※【メ】：電子メールによる資料提供 【HP】：県選管ホームページによる資料提供

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに電子ファイルを送信後、2と3を除く1～10については、県選管ホームページにも掲載します。

※上記発表のうち2(候補者届出情報)はPDFファイルにて送信。それ以外は、エクセルファイルにて送信します。

【発表資料の提供方法について】

- 既にご提供いただいている各社指定のEメールアドレス(2つまで)に送信します。
- 県選管から送信するメールは全てパスワード付きのメールです。
(本メール+パスワード通知メール)
- パスワードについては基本的にランダムに設定されますが、次の取り扱いとする予定です。
 - ・10/9及び10/10に発表する資料
→ ランダムパスワードとなりますので、別途送信されるパスワード通知メールのパスワードにより、添付ファイルを解凍してください。
 - ・10/16以降に発表する資料
→ パスワードを「12345」に統一します。

3 参考資料の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	備考
1 小選挙区開票 状況個票（中間）	市町の小選挙区の開票状況中間速報の個票の写し 〔県選管への報告：＝概ね50%開票時点〕 （ただし、長崎市（1区）、佐世保市（4区）、諫早市 及び大村市については以下のとおり）	PDF 【×】
2 小選挙区開票 結果個票（確定）	市町の小選挙区の開票結果（確定）速報の個票の写し 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	PDF 【×】
3 比例代表開票 結果個票（確定）	市町の比例代表の開票結果（確定）速報の個票の写し 〔県選管への報告：開票結果判明次第〕	PDF 【×】

○開票結果速報時刻（予定）／長崎市・佐世保市・諫早市・大村市選管→県選管）

	県への報告時刻における開票進捗率（予定）									
	22:00	22:15	22:30	22:45	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30
長崎市（1区）	0%	-	0%	-	30%	50%	70%	80%	90%	100%
佐世保市（4区）	0%	-	10%	-	35%	50%	75%	95%	100%	
諫早市	50%	75%	-	-	100%					
大村市	-	-	-	50%	75%	-	-	100%		

4 その他

- (1) 県選管開票速報本部（投開票速報集計会場）の設置場所：第1別館5階第1・第2会議室
- (2) この発表を円滑に行うため、次のことにご協力をお願いします。
 - ① 各報道機関は、取材にあたって各市町選挙管理委員会の投開票事務に支障のないようご留意ください。
 - ② 投開票速報集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。
 - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、全て幹事社を通じて行います。
 - ④ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。

県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 井手 美都子

2 速報実施要領

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における投票結果等の速報について、各市町選挙管理委員会が行う事務については、この要領に定めるところによります。

1. 速報実施方法

全市町とも、直接当委員会へ報告してください。(すべての様式をFAXで報告)

2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		対象市町等	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(1) 選挙人名簿登録者数 (選挙時登録)	10月9日(月) (公示日前日)	11:00までに	全市町	・在外選挙人名簿登録者数を含む。	衆受一 1号の1 1号の2
(2) 期日前投票者数 (1回目) 【小選挙区】	10月16日(月) (選挙期日前 6日)	10:00までに	全市町	・10月15日(日)までの期日前投票者数の累計報告。 ・在外期日前を含む。	衆受一 期日前
(3) 期日前投票者数 (2回目) 【小選挙区】	10月21日(土) (選挙期日前日)	10:00までに	全市町	・10月20日(金)までの期日前投票者数の累計報告。 ・在外期日前を含む。	衆受一 期日前
(4) 繰上投票区投票結果 【小選挙区】	10月21日(土) (選挙期日前日)	投票結果が判明次第直ちに	繰上投票区を有する市町	・全投票区分をまとめて報告。 ・期日前投票者数を含み、指定関係投票区以外の投票区にあつては不在者投票者数を含む。	衆受一 2号
(5) 選挙当日有権者数	10月21日(土) (選挙期日前日)	22:00までに	全市町		衆受一 3号
(6) 期日前投票者数 (最終) 【小選挙区】	10月22日(日) (選挙期日)	10:00までに	全市町	・期日前投票者の総数を報告する。 ・在外期日前を含む。	衆受一 期日前

速報の種類	速報の日時		対象市町等	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(7) 推定投票率 (小選挙区)	10月22日(日) (選挙期日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在 19:30現在をそれぞれ 20分後までに	全市町	・投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで算出する。 ・次の事項に留意すること。 ○当日投票所における投票者数で算出 ○選挙当日有権者数は「国内」を用いる ○期日前投票者数及び不在者投票者数は含めない。 ○在外選挙人の各種投票者数を含めない。	衆受一 4号
(8) 投票結果 (小選挙区・比例代表・国民審査)	10月22日(日) (選挙期日)	投票結果が判明次第直ちに	全市町	・期日前投票者、不在者投票者、繰上投票者及び在外投票者の脱落や二重計上がないよう注意する。 ・在外不在者投票・在外期日前投票・洋上投票・国外不在者投票など、頻度が少ないものは要注意。	衆受一 5号の1 5号の2 国受一 1号
(9) 開票状況・中間速報 (小選挙区)	10月22日(日) (選挙期日) ～ 10月23日(月) (選挙期日翌日)	①長崎市1区及び佐世保市4区 → 22:30から30分ごと ②諫早市及び大村市 → 開票進捗率が概ね50%及び75%のとき ③①②以外の開票区 → 開票進捗率が概ね50%のとき		・各候補者の得票数は報告時現在の累計数で報告すること。	衆受一 6号
(10) 開票結果速報 (小選挙区・比例代表・国民審査)	10月22日(日) (選挙期日) ～ 10月23日(月) (選挙期日翌日)	【確定】 それぞれ開票結果判明次第	全市町	・「その他」に異常値が計上された場合、必要に応じて開票所内の票数を再計算し、投票結果を調査するなど、原因究明に努めること。	衆受一 6号 衆受一 7号 国受一 2号

投開票速報電話・FAX一覧

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の投開票速報に係る
電話番号及びFAX番号を下記のとおりとします。

記

1. 10月21日(土)18時まで 市外局番はすべて【095】

- (1) FAX番号 823-4166 (県選管書記室)
- (2) 電話番号 895-2137 (県選管書記室)
- (3) 対象となる報告
 - ・期日前投票者数第1回目(10月16日(月)10:00まで)
 - ・期日前投票者数第2回目(10月21日(土)10:00まで)

2. 10月21日(土)18時~開票結果まで

- (1) FAX番号及び電話番号(速報会場:県庁第1別館5階会議室)

速報専用

市外局番はすべて【095】

区 分	FAX番号	電話番号
第1区 長崎市	824-3028	824-3038
第2区 各市町	824-3003	824-3040
第3区 各市町	824-3004	824-3042
第4区 各市町	824-3005	824-3040

質疑専用

区 分	電話番号
第1区 長崎市	824-3043
第2区 各市町	824-3044
第3区 各市町	824-3045
第4区 各市町	824-3046

(2) 対象となる報告

- ・繰上投票区投票結果及び選挙当日有権者数以降の全報告
- ※長崎市の第2区及び佐世保市の3区の報告においては、必ずそれぞれの
FAX番号に送信のこと。
- また、質疑等の電話に関しても同様であること。

【留意点】

- 1 上記FAX及び電話番号については、投開票速報事務に支障をきたすおそれがあるので、【参考】の一般公表電話番号を除き、部外者には公表しないこと。
- 2 速報専用については、投開票速報に係る疑義、連絡、訂正又は再送等に関する電話連絡の際に使用すること。
- 3 質疑専用については、投開票速報に関するもの以外の全ての質疑及び連絡等について使用すること。

【参考】市外局番はすべて【095】

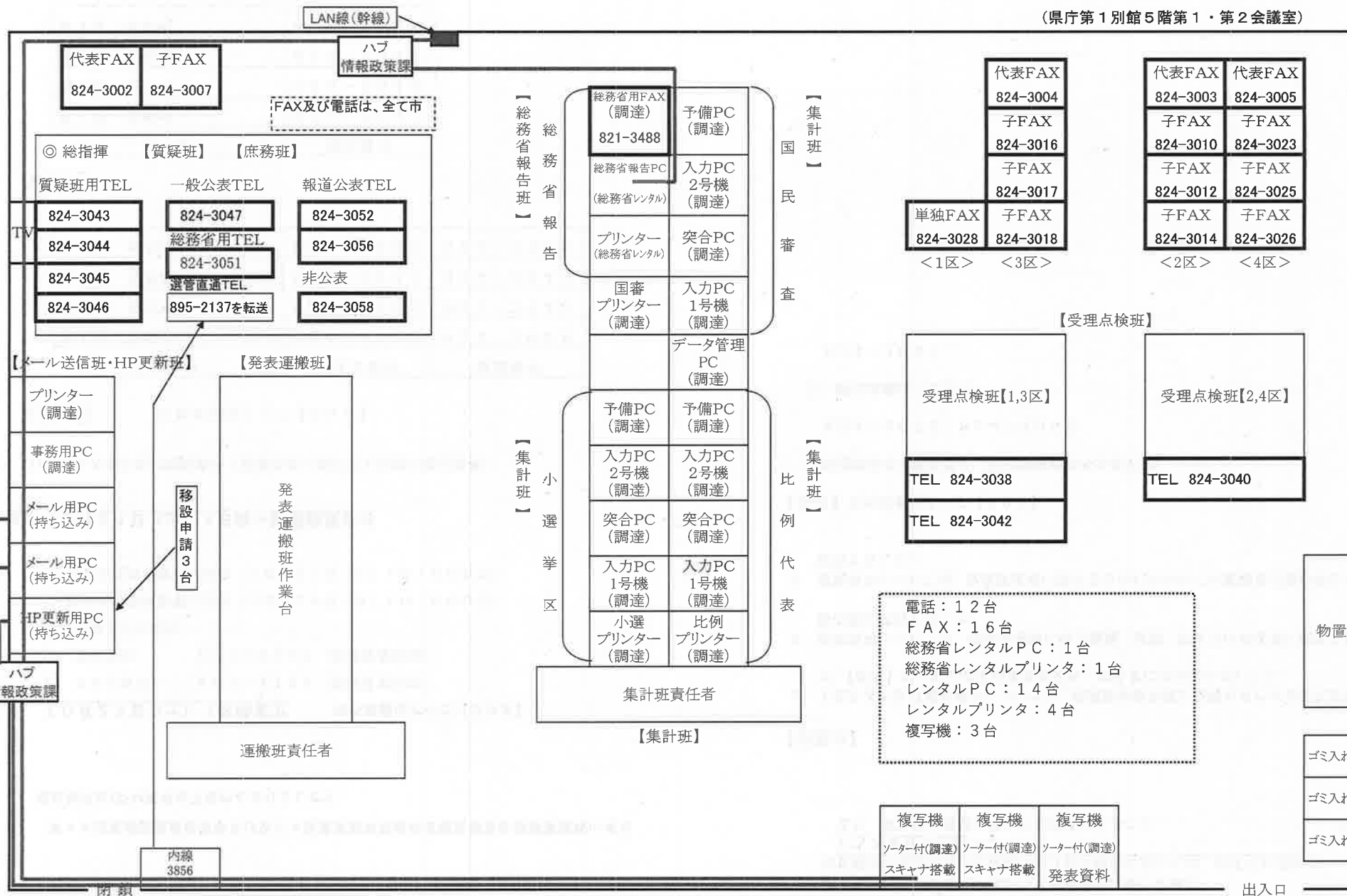
○報道関係者用電話番号(報道関係者以外公表不可)

824-3052、824-3056

○一般公表電話(公表可)

824-3047

(県庁第1別館5階第1・第2会議室)



IV 委員長談話

【公示日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日、第四十八回衆議院議員総選挙の期日が公示され、来る十月二十二日に投票が行われることになりました。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させるための、もっとも重要な制度であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や識見、政党の政策を見極め、自らの自由な判断によって、もれなく貴重な一票を投せられるよう切望いたします。

とくに、近年の選挙において若い世代の投票率が低いため、投票への参加を強く願う次第です。

なお、今回の選挙は、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられて執行される初めての衆議院議員総選挙です。新有権者の皆さんにおかれましては、自分の考えを貴重な一票に託して頂きますようお願いいたします。

また、今回の選挙では、小選挙区の区割りの改定により、本県におきましては、西海市が第二区から第四区に、北松浦郡小値賀町が第四区から第三区に編入されており、当該地区にお住まいの有権者の皆様は、ご注意ください。

衆議院議員総選挙では、小選挙区の投票用紙に候補者の氏名を、比例代表の投票用紙に政党等の名称又は略称を記載して投票していただきます。

投票日当日やむを得ない用務などで投票に行けない方は、期日前投票や不在者投票により、貴重な一票を無駄になさることのないようお願いいたします。

また、候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくとともに、選挙のルールを守って、正しい選挙運動を展開され、有権者の期待と信頼に込められるよう要望いたします。

民主政治の健全な発展を期するため、ここに強く訴える次第です。

平成二十九年十月十日

長崎県選挙管理委員会委員長

永淵 勝幸

【投票日】

長崎県選挙管理委員会委員長談話

本日は、第四十八回衆議院議員総選挙及び第二十四回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の選挙は、今後の私たちの暮らしや国政の行方を決める極めて重要な選挙です。

有権者の皆様には、自分達の将来を託す代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分ご認識いただき、各候補者の人柄や識見、政党等の政策などを見極め、各個人の自由な判断により、貴重な一票をみれなく投じていただきますようお願いいたします。

特に今後の日本の将来を担う若い世代の皆様には、政治に対する関心を高め、主権者であるとの自覚を持っていただき、積極的な投票への参加を強く希望いたします。

また、万一、皆様のお手元に配布された投票所入場券をなくしたり、忘れてしまった場合でも投票できますので、その際は投票所の担当者へ申し出てください。

有権者の皆様は、大切な一票を棄権することなく、投じられることを期待いたします。

平成二十九年十月二十二日

長崎県選挙管理委員会委員長

永淵 勝幸

V 告示

委員会告示

NO	告示 番号	告示 日	内 容	議案		公報 番号	作成行程			納品	発送
				番号	付議		原稿	校正	完了		
1	12	H29.9.29	政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数			10/25報告 外選	9/25	9/26	9/28	10/2	10/2
2	13	H29.10.5	選挙人名簿登録基準日等の決定(法22②、令14②)			10/25報告 外選	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
3	14	"	ポスターの掲示開始期日(法144の2⑤、県規30)			10/25報告 外選	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
4	15	H29.10.10	繰上投票区及び投票期日(法56、令46①)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
5	16	"	衆議院議員総選挙における投票用紙の様式及び規格(法45、規5その1)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
6	17	"	選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令81)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
7	18	"	選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令81)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
8	19	"	審査分会長及び同職務代理者の選任(審法27①)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
9	20	"	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時(法169⑤)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
10	21	"	政見放送の順序のくじを行う場所及び日時(実施規程13①)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
11	22	"	衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序のくじを行う場所及び日時			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
12	23	"	選挙会を行う場所及び日時(法78)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
13	24	"	選挙分会を行う場所及び日時(法78)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
14	25	"	審査分会を行う場所及び日時(審法34、法78)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
15	26	"	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①②、令129)			10/25報告 外選1	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
16	27	"	選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数(自治法74等)			10/25報告 外選2	10/2	10/9	10/10	10/12	10/12
17	28	"	選挙運動費用支出制限額(法196)			10/25報告 外選2	10/2	10/9	10/10	10/12	10/12
18	29	"	開票区の設置について			10/25報告 外選2	10/2	10/9	10/10	10/12	10/12
19	30	"	選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時の変更			10/25報告 外選5	10/2	10/9	10/10	10/12	10/12
20	32	H29.10.20	繰上投票区及び投票期日			10/25報告 外選	10/20	10/20	10/20	10/20	10/20
21	33	H29.10.22	開票区の設置について			10/25報告 外選	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22
22	34	"	開票区の設置及び変更について			10/25報告 外選	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22
23	35	H29.10.25	衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに候補者届出政党の名称(法101②)	59	10/25	外選	10/23	10/23	10/23	10/25	10/25
24	35	H30.3.16	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(法192①②)	12	3/5	定例					
25	36	"	分割開票区の廃止	13	3/5	定例					
26	40	H30.4.24	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(法192①②)	19	4/10	定例					
27	46	H30.9.11	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(法193①②)	48	8/22	定例					

第1区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	H29.10.10	第1区選挙長の執務場所(県規3②)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
2	2	"	第1区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
3	3	"	第1区立候補届受理(法86③)			外選4	10/2	10/10	10/10	10/12	10/12

第2区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	H29.10.10	第2区選挙長の執務場所(県規3②)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
2	2	"	第2区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
3	3	"	第2区立候補届受理(法86③)			外選4	10/2	10/10	10/10	10/12	10/12

第3区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	H29.10.10	第3区選挙長の執務場所(県規3②)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
2	2	"	第3区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
3	3	"	第3区立候補届受理(法86③)			外選4	10/2	10/10	10/10	10/12	10/12

第4区選挙長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	H29.10.10	第4区選挙長の執務場所(県規3②)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
2	2	"	第4区選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6
3	3	"	第4区立候補届受理(法86③)			外選4	10/2	10/10	10/10	10/12	10/12

選挙分会長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	H29.10.10	選挙分会長の執務場所(県規3②)			外選3	11/21	11/25	11/25	10/6	10/6
2	2	"	選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)			外選3	11/21	11/25	11/25	10/6	10/6

審査分会長告示

NO	告示 番号	告示 日	内容	起案	決裁	公報 番号	作成工程			納品	発送
							原稿	校正	完了		
1	1	H29.10.10	審査分会長の執務場所(県規3②)			外選3	10/2	10/3	10/4	10/6	10/6



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数

所管課(室)名

選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第12号

第48回衆議院議員総選挙(小選挙区選出)において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者届出政党ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

平成29年9月29日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回 数	
	届出候補者数が1人 又は2人のとき	届出候補者数が3人 又は4人のとき
株式会社テレビ長崎	1	1
株式会社長崎国際テレビ	1	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回 数	
	届出候補者数が1人 又は2人のとき	届出候補者数が3人 又は4人のとき
長崎放送株式会社		1



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

・選挙人名簿登録基準日等
・ポスターの掲示開始期日

所管課(室)名

選挙管理委員会書記室

”

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

平成29年10月5日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- (1) 基 準 日 平成29年10月9日
(但し、年齢要件は10月22日)
- (2) 登 録 日 平成29年10月9日

長崎県選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

平成29年10月5日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

掲示開始日 平成29年10月10日

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規程に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・ 繰上投票区及び投票期日
- ・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式及び規格
- ・ 選挙長及び同職務代理者の選任
- ・ 選挙分会長及び同職務代理者の選任
- ・ 審査分会長及び同職務代理者の選任
- ・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称の掲示等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 選挙会を行う場所及び日時
- ・ 選挙分会を行う場所及び日時
- ・ 審査分会を行う場所及び日時
- ・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額

所管課(室)名

- 選挙管理委員会書記室
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	繰上投票区名	投票期日
長 崎 市	第401投票区（高島地区）	平成29年10月21日
	第702投票区（池島地区）	
佐 世 保 市	第87投票区（宇久平地区）	
	第88投票区（宇久神浦地区）	
五 島 市	福江第16投票区（赤島地区）	
	福江第24投票区（黄島地区）	
	福江第25投票区（本郷地区）	
	福江第26投票区（伊福貴地区）	
	福江第27投票区（久賀地区）	
	福江第28投票区（笹之木地区）	
	福江第29投票区（蕨地区）	
	福江第30投票区（田ノ浦地区）	

	三井楽第7投票区（嵯峨島地区） 奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・大林地区） 奈留第3投票区（大串地区） 奈留第4投票区（船廻地区） 奈留第5投票区（西郷地区） 奈留第6投票区（前島地区） 奈留第7投票区（汐池地区） 奈留第8投票区（夏井地区） 奈留第9投票区（東風泊地区） 奈留第10投票区（矢神地区） 奈留第11投票区（南越地区）	
西 海 市	第28投票区（江島地区） 第29投票区（平島地区）	
小 値 賀 町	第5投票区（大島地区） 第7投票区（納島地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙

- 備考 1 投票用紙の色はピンク色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 衆議院小選挙区選出議員選挙点字投票用紙

- 備考 1 投票用紙の色はピンク色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 4 右中央部に「せんきょく」と点字により表示するものとする。

3 衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙

第四十八回
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

政党その他の政治団体の名称又は略称

- 備考 1 投票用紙の色はあざぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

4 衆議院比例代表選出議員選挙点字投票用紙

第四十八回
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

政党その他の政治団体の名称又は略称

- 備考 1 投票用紙の色はあざぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
4 右中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

5 最高裁判所裁判官国民審査投票用紙

第二十四回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

長崎県選挙管理委員会之印

注意
一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄

林	木	大	菅	山	戸	小	裁判官の氏名
景	澤	谷	野	口	倉	池	
一	克	直	博	厚	三	裕	
	之	人	之		郎		

12.8cm

8.0cm

- 備考 1 投票用紙の色はうぐいす色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

6 最高裁判所裁判官国民審査点字投票用紙

第二十四回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

長崎県選挙管理委員会之印

点字投票
注意
一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

12.8cm

8.0cm

- 備考 1 投票用紙の色はうぐいす色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
3 点字投票である旨の表示を黒色で印刷するものとする。
4 右中央部に「しんざ」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
長崎県第一区	黒 崎 勇	西彼杵郡長与町まなび野2丁目23番4号	池 田 耕 治	長崎市中川1丁目11番16-901号
長崎県第二区	井 手 美都子	佐世保市須田尾町426番地7	五 島 達 規	長崎市上戸石町2130番地165
長崎県第三区	渡 邊 大 祐	長崎市銀屋町3番7-502号	黒 田 健 介	長崎市扇町33番47号ツインズリバーサイド扇町201
長崎県第四区	福 田 三 千 年	長崎市大園町9番11-1601号	田 村 亮 太	長崎市西山台1丁目3番

長崎県選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙分会長		選挙分会長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
萩 田 勝 則	杵岐市郷ノ浦町志原西触766番地5	三 好 穂	長崎市片淵3丁目6-5-103

長崎県選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

審査分会長		審査分会長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
楠 本 雅 一	長崎市西山台1丁目6-18	林 田 一 隆	諫早市多良見町シーサイド2番地55

長崎県選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 衆議院小選挙区選出議員選挙
平成29年10月10日 午後5時30分
衆議院比例代表選出議員選挙
平成29年10月10日 午後7時30分

長崎県選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について、各候補者届出政党の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月10日 午後6時

長崎県選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票を記載する場所等に掲示する衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに投票所内のその他の適当な箇所に掲示する衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月10日 午後7時

長崎県選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 長崎県第一区
 - 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県庁中庭会議室
 - 2 日 時 平成29年10月25日 午前9時30分
- 長崎県第二区
 - 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県庁中庭会議室
 - 2 日 時 平成29年10月25日 午前9時30分
- 長崎県第三区
 - 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県庁中庭会議室
 - 2 日 時 平成29年10月25日 午前10時
- 長崎県第四区

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県庁中庭会議室
- 2 日 時 平成29年10月25日 午前10時

長崎県選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県庁中庭会議室
- 2 日 時 平成29年10月25日 午前10時30分

長崎県選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市江戸町2番13号
長崎県庁中庭会議室
- 2 日 時 平成29年10月25日 午前10時30分

長崎県選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
・選挙運動費用支出制限額	〃
・開票区の設置	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1 50分の1の数	23,141人
2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	244,627人
3 県議会議員選挙区別の3分の1の数	
長 崎 市	120,696人
佐世保市・北松浦郡	75,127人
島 原 市	12,868人
諫 早 市	38,303人
大 村 市	25,552人
平 戸 市	9,206人
松 浦 市	6,579人
対 馬 市	8,875人
壱 岐 市	7,612人
5 島 市	10,945人
西 海 市	8,137人
雲 仙 市	12,534人
南島原市	13,452人
西彼杵郡	19,582人
東彼杵郡	10,421人
南松浦郡	5,787人

長崎県選挙管理委員会告示第28号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

平成29年10月10日

長崎県第一区	24,322,700円
長崎県第二区	23,661,800円
長崎県第三区	27,142,500円
長崎県第四区	23,028,200円

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

長崎県選挙管理委員会告示第29号

衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

電話代表
直通八二四二二二六

市町名	開票区名	開票区の区域
長 崎 市	長崎市第1開票区	長崎市のうち本庁管内、小ヶ倉地域センター管内、土井首地域センター管内、小桝地域センター管内、西浦上地域センター管内、滑石地域センター管内、福田地域センター管内、深堀地域センター管内、日見地域センター管内、茂木地域センター管内、式見地域センター管内、東長崎地域センター管内、三重地域センター管内、香焼地域センター管内、伊王島地域センター管内、高島地域センター管内、野母崎地域センター管内及び三和地域センター管内の区域
	長崎市第2開票区	長崎市第1開票区の区域を除く長崎市の区域
佐 世 保 市	長崎県第三選挙区 佐世保市開票区	佐世保市のうち早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域
	長崎県第四選挙区 佐世保市開票区	長崎県第三選挙区佐世保市開票区の区域を除く佐世保市の区域

印刷所
長崎市弥生町八番二十号

株式会社
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規程に記載するもの



目 次

- ◎ 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示
・選挙長の執務場所
・選挙立会人のくじを行う場所及び日時
所管課(室)名
選 挙 長
- ◎ 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示
・選挙分会長の執務場所
・選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時
選 挙 分 会 長
- ◎ 最高裁判所裁判官国民審査長崎県審査分会長告示
・審査分会長の執務場所
審 査 分 会 長

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第一区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第一区）における選挙長の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第一区 選挙長 黒崎 勇

平成29年10月10日

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県庁第一別館5階会議室
平成29年10月11日以降
長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第一区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第一区）における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第一区 選挙長 黒崎 勇

- 1 場 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第二区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第二区）における選挙長の事務は、次の場所において行う。

おいて行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第二区 選挙長 井手 美都子

平成29年10月10日

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県庁第一別館5階会議室

平成29年10月11日以降

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第二区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第二区）における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第二区 選挙長 井手 美都子

- 1 場 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第三区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）における選挙長の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第三区 選挙長 渡邊 大祐

平成29年10月10日

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県庁第一別館5階会議室

平成29年10月11日以降

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第三区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第三区 選挙長 渡邊 大祐

- 1 場 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第四区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）における選挙長の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第四区 選挙長 福田 三千年

平成29年10月10日

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県庁第一別館5階会議室

平成29年10月11日以降

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第四区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第四区 選挙長 福田 三千年

- 1 場 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会長の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区
長崎県選挙分会長 萩田 勝則

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区長崎県選挙分会長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区
長崎県選挙分会長 萩田 勝則

- 1 場 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

最高裁判所裁判官国民審査長崎県審査分会長告示

最高裁判所裁判官国民審査長崎県審査分会長告示第1号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会長の事務は、次の場所において行う。

平成29年10月10日

最高裁判所裁判官国民審査
長崎県審査分会長 楠本 雅一

長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県選挙管理委員会書記室

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目次

◎ 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示
・立候補届出受理

所管課(室)名
選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第一区選挙長告示第3号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第一区において、候補者として平成29年10月10日に次のとおり届出があった。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第一区 選挙長 黒崎 勇

届出受理番号	候補者届出政党の名称	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	生年月日(年齢)	職業
	政党等の1のウェブサイト等のアドレス					
1	自由民主党	高 岡 勉	長崎県	長崎県長崎市川平町784番地36	昭和23年7月4日(満69歳)	医師
	http://www.Jimin.Jp			http://dream-nagasaki.Jp		
2	希望の党	西 岡 秀 子	長崎県	長崎県長崎市館内町5番16号	昭和39年3月15日(満53歳)	政党役員
	https://kibounotou.jp/			http://www.nishiokahideko.com		
3	日本共産党	牧 山 隆	長崎県	長崎県長崎市新戸町1丁目12番7号	昭和32年3月9日(満60歳)	政党役員
	http://www.jcp.or.jp					

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第二区選挙長告示第3号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第二区において、候補者として平成29年10月10日に次のとおり届出があった。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第二区 選挙長 井手 美都子

届出受理番号	候補者届出政党の名称	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	生年月日(年齢)	職業
	政党等の1のウェブサイト等のアドレス					
1	日本共産党	近 藤 いちう	長崎県	長崎県南島原市北有馬町戊128番地	昭和24年9月5日(満68歳)	無職
	http://www.jcp.or.jp/			http://www.jcp.or.jp/		
2	希望の党	山 口 はつみ	長崎県	長崎県諫早市多良見町佐瀬1784番地	昭和23年1月22日(満69歳)	無職
	https://kibounotou.jp/					
3	自由民主党	加 藤 かんじ	長崎県	長崎県島原市稗田町甲367番地2	昭和21年4月24日(満71歳)	農業
	http://www.Jimin.jp			http://Katokanji.com		

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第三区選挙長告示第3号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第三区において、候補者として平成29年10月10日に次のとおり届出があった。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第三区 選挙長 渡邊 大祐

届出受理番号	候補者届出政党の名称	ふりがな候補者氏名	本籍	住所	生年月日(年齢)	職業
	政党等の1のウェブサイト等のアドレス					
1	希望の党	すえつぐ 精一	長崎県	長崎県大村市本町585番地1尾上マンション302	昭和37年12月2日(満54歳)	特定非営利活動法人ハッピーワーク理事長
	https://kibounotou.jp			https://ameblo.jp/suetsugueiichi/		
2	日本共産党	石 丸 完 治	長崎県	長崎県長崎市深堀町1丁目525番地4	昭和24年7月9日(満68歳)	日本共産党長崎県委員会職員
	http://www.Jcp.or.jp/					
3	自由民主党	谷 川 やいち	長崎県	長崎県大村市富の原2丁目492番地	昭和16年8月12日(満76歳)	自由民主党長崎県第三選挙区支部支部長
	https://www.jimin.jp/			http://www.tanigawa81.jp/		
4	日本維新の会	くちいし 竜三	東京都	東京都足立区西新井本町四丁目29番8号	昭和44年5月15日(満48歳)	株式会社Doitプランニング社員
	https://o-ishin.jp/			http://ryuzo-k.jp/		

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第四区選挙長告示第3号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、長崎県第四区において、候補者として平成29年10月10日に次のとおり届出があった。

年10月10日に次のとおり届出があった。
平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙
長崎県第四区 選挙長 福田 三千年

届出 受理 番号	候補者届出政党の名称	ふりがな 候補者氏名	本 籍	住 所	生年月日 (年齢)	職 業
	政党等の 1のウェブサイト等のアドレス					
1	自由民主党	北 村 誠 吾	長 崎 県	長崎県北松浦郡佐々町羽須 和免920番地2	昭和22年 1月29日 (満70歳)	選挙区支部長
	http://www.jimin.jp					
2	希望の党	宮 島 大 介	長 崎 県	長崎県佐世保市松浦町4番 11号	昭和38年 6月6日 (満54歳)	無職
	https://kibunotou.jp/					
3	日本共産党	石 川 さ と る	長 崎 県	長崎県佐世保市祇園町4番 22号サンロワールマンション 201	昭和27年 10月20日 (満65歳)	政党役員
	http://www.jcp.or.jp/					

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時の変更

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第30号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定により、名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う日時を次のとおり変更した。

平成29年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

衆議院比例代表選出議員選挙

変 更 前	変 更 後
平成29年10月10日 午後7時30分	平成29年10月11日 午後5時

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 選挙管理委員会告示
・ 繰上投票区及び投票期日

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第32号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

平成29年10月20日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	繰上投票区名	投票期日
平戸市	第5投票区（度島地区） 第27投票区（神浦地区） 第28投票区（前平地区） 第29投票区（大根坂地区） 第30投票区（的山地区）	平成29年10月21日

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 選挙管理委員会告示
・ 開票区の設定
・ 開票区の設定及び変更

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第33号

衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

平成29年10月22日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	開票区名	開票区の区域
佐世保市	長崎県第四選挙区 佐世保市開票区	早岐支所、三川内支所及び宮支所管内並びに長崎県第四選挙区佐世保市開票区（黒島）を除く佐世保市の区域
	長崎県第四選挙区 佐世保市開票区（黒島）	佐世保市のうち黒島支所管内の区域
松浦市	松浦市開票区	松浦市開票区（黒島）及び松浦市開票区（青島）を除く松浦市の区域
	松浦市開票区（黒島）	松浦市のうち鷹島町黒島免の区域
	松浦市開票区（青島）	松浦市のうち星鹿町青島免の区域

長崎県選挙管理委員会告示第34号

衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次の開票区の区域を変更し、次の開票区を新たに設けた。

平成29年10月22日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

(変更した開票区)

市町名	開票区名	開票区の区域
佐世保市	長崎県第四選挙区 佐世保市開票区	長崎県第三選挙区佐世保市開票区及び長崎県第四選挙区佐世保市開票区（黒島）を除く佐世保市の区域

(新たに設けた開票区)

市町名	開票区名	開票区の区域
佐世保市	長崎県第四選挙区 佐世保市開票区(黒島)	佐世保市のうち黒島支所管内の区域
松浦市	松浦市開票区	松浦市開票区(黒島)及び松浦市開票区(青島)を除く松浦市の区域
	松浦市開票区(黒島)	松浦市のうち鷹島町黒島免の区域
	松浦市開票区(青島)	松浦市のうち星鹿町青島免の区域

発行者 長崎県
長崎市江戸町二番十二号

電話代表(八二四)二二二六
直通(八九五)二二二六

印刷所 長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示 所管課(室)名
・衆議院小選挙区選出議員選挙の当選人にかかる候補者届出政党の名称、氏名及び住所 選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第35号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の当選人にかかる候補者届出政党の名称、氏名及び住所は、次のとおりである。

平成29年10月25日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙区	候補者届出政党の名称	氏名	住所
長崎県第一区	希望の党	西岡 秀子	長崎県長崎市館内町5番16号
長崎県第二区	自由民主党	加藤 寛治	長崎県島原市稗田町甲367番地2
長崎県第三区	自由民主党	谷川 彌一	長崎県大村市富の原2丁目492番地
長崎県第四区	自由民主党	北村 誠吾	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免920番地2

以上のことから、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成30年3月5日

長崎県選挙管理委員会
 委員長 永淵 勝幸
 委員 橋本 希俊
 委員 堀江 憲二
 委員 葦本 昭晴

教 示

公職選挙法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、長崎県選挙管理委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所へ訴訟を提起することができる。

長崎県選挙管理委員会告示第35号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月16日

長崎県選挙管理委員会
 委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第一区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,322,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	富岡 勉	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年9月25日から 平成29年10月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	竹田 雄亮					
収入		円		支出		円
主たる寄附				人件費		3,849,000
（氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	家屋費		
自由民主党長崎県第一選挙区支部			8,500,000	選挙事務所費		794,880
その他の寄附			0	集会会場費等		365,636
その他の収入			0	通信費		403,798
				交通費		446,230
				印刷費		0
				広告費		335,169
				文具費		1,386
				食糧費		471,985
				宿泊費		311,400
				雑費		1,311,617
今回計		8,500,000		今回計		8,291,101
前回計		0		前回計		0
総計		8,500,000		総計		8,291,101
支出のうち公 費負担相当額	項 目		金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成		269,500円			
	ビラの作成		479,500円			
	ポスターの作成		1,125,600円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		164,742円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,968円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		198,625円			
計		2,445,935円				
報告書受理年月日	平成29年11月6日		第1回報告分			

候補者氏名	富岡 勉	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年11月29日から 平成29年12月1日まで	第2回分
出納責任者氏名	竹田 雄亮					
収入	円	支出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	0			
自由民主党長崎県第一選挙区支部	1,838,939	家屋費				
その他の寄附	0	選挙事務所費	660,452			
その他の収入	0	集会会場費等	28,188			
		通信費	395,469			
		交通費	0			
		印刷費	1,874,600			
		広告費	1,467,360			
		文具費	0			
		食糧費	18,144			
		休泊費	0			
		雑費	1,460			
今回計	1,838,939	今回計	4,445,673			
前回計	8,500,000	前回計	8,291,101			
総計	10,338,939	総計	12,736,774			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	平成29年12月6日	第2回報告分				

候補者氏名	富岡 勉	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年12月12日から 平成29年12月12日まで	第3回分
出納責任者氏名	竹田 雄亮					
収入	円	支出	円			
主たる寄附	0	人件費	0			
その他の寄附	0	家屋費				
その他の収入	0	選挙事務所費	0			
		集会会場費等	0			
		通信費	48,100			
		交通費	0			
		印刷費	0			
		広告費	0			
		文具費	0			
		食糧費	0			
		休泊費	0			
		雑費	0			
今回計	0	今回計	48,100			
前回計	10,338,939	前回計	12,736,774			
総計	10,338,939	総計	12,784,874			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	平成29年12月19日	第3回報告分				

候補者氏名	西岡 秀子	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年10月2日から 平成29年11月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	高瀬 千歳					
収入	円	支出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	607,500			
民進党	20,000,000	家屋費				
民進党長崎県第1総支部	5,000,000	選挙事務所費	300,000			
電力総連政治活動委員会	30,000	集会会場費等	208,960			
日本造船協力集団政治連盟	200,000	通信費	1,480			
その他の寄附	0	交通費	685,295			
その他の収入	0	印刷費	1,497,680			
		広告費	1,188,564			
		文具費	9,975			
		食糧費	463,098			
		休泊費	150,000			
		雑費	300,118			
今回計	25,230,000	今回計	5,412,670			
前回計	0	前回計	0			
総計	25,230,000	総計	5,412,670			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	226,800円				
	ビラの作成	476,000円				
	ポスターの作成	794,880円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円				
	計	2,059,390円				
報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分				

候補者氏名	牧山 隆	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期 間	平成29年10月16日から 平成29年10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	原口 一二美					
収入	円	支出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	0			
日本共産党長崎県南部地区委員会	614,486	家屋費				
日本共産党長崎県委員会	531,960	選挙事務所費	126,000			
その他の寄附	0	集会会場費等	0			
その他の収入	0	通信費	11,147			
		交通費	0			
		印刷費	531,960			
		広告費	417,339			
		文具費	0			
		食糧費	60,000			
		休泊費	0			
		雑費	0			
今回計	1,146,446	今回計	1,146,446			
前回計	0	前回計	0			
総計	1,146,446	総計	1,146,446			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	平成29年11月2日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第二区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,661,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	近藤 一字	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期 間	平成29年10月23日から 平成29年10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	中古賀 茂登					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 件 費	0			
日本共産党長崎県中部地区委員会	160,300	家 屋 費	36,000			
日本共産党長崎県委員会	580,000	選挙事務所費	0			
その他の寄附	0	集会会場費等	0			
その他の収入	0	通 信 費	12,000			
		交 通 費	0			
		印 刷 費	580,000			
		広 告 費	27,000			
		文 具 費	13,300			
		食 糧 費	72,000			
		休 泊 費	0			
		雑 費	0			
今 回 計	740,300	今 回 計	740,300			
前 回 計	0	前 回 計	0			
総 計	740,300	総 計	740,300			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
計		0円				
報告書受理年月日	平成29年11月2日	第1回報告分				

候補者氏名	山口 初實	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年9月26日から 平成29年11月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	松水 隆志					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 件 費	1,644,760			
民進党長崎県第2区総支部	5,000,000	家 屋 費	579,571			
山口 敏実	無職 120,000	選挙事務所費	6,580			
濱里 亜季子	主婦 120,000	集会会場費等	63,989			
山口 一三	時津町議 120,000	通 信 費	0			
その他の寄附	0	交 通 費	1,679,400			
その他の収入	4,500,000	印 刷 費	1,582,905			
		広 告 費	60,555			
		文 具 費	408,338			
		食 糧 費	0			
		休 泊 費	0			
		雑 費	800,210			
今 回 計	9,860,000	今 回 計	6,826,308			
前 回 計	0	前 回 計	0			
総 計	9,860,000	総 計	6,826,308			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	226,800円				
	ビラの作成	453,600円				
	ポスターの作成	999,000円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,360円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	162,000円				
計		2,210,760円				
報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分				
候補者氏名	山口 初實	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年11月18日から 平成29年11月18日まで	第2回分
出納責任者氏名	松水 隆志					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附	0	人 件 費	0			
その他の寄附	0	家 屋 費	0			
その他の収入	0	選挙事務所費	0			
		集会会場費等	0			
		通 信 費	35,898			
		交 通 費	0			
		印 刷 費	0			
		広 告 費	0			
		文 具 費	0			
		食 糧 費	0			
		休 泊 費	0			
		雑 費	71,943			
今 回 計	0	今 回 計	107,841			
前 回 計	9,860,000	前 回 計	6,826,308			
総 計	9,860,000	総 計	6,934,149			
	項 目	金 額				
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
計		0円				
報告書受理年月日	平成29年11月20日	第2回報告分				

候補者氏名	加藤 寛治	〔候補者届出政党又は無所属〕	自由民主党	期 間	平成29年9月29日から 平成29年11月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	敷島 公章					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)			人件費	754,600	
自由民主党長崎県第二選挙区支部	15,000,000			家屋費		
その他の寄附	0			選挙事務所費	993,686	
その他の収入	0			集会会場費等	139,800	
				通信費	70,920	
				交通費	101,930	
				印刷費	2,063,439	
				広告費	1,459,143	
				文具費	24,678	
				食糧費	178,588	
				休泊費	397,240	
				雑費	38,298	
今回計	15,000,000			今回計	6,222,322	
前回計	0			前回計	0	
総計	15,000,000			総計	6,222,322	
	項 目			金 額		
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成			269,500 円		
	ビラの作成			479,500 円		
	ポスターの作成			1,197,926 円		
	選挙事務所立札及び看板の類の作成			164,742 円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0 円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0 円		
	計			2,111,678 円		
報告書受理年月日	平成29年11月6日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,142,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石丸 完治	〔候補者届出政党又は無所属〕	日本共産党	期 間	平成29年10月9日から 平成29年10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	今吉 順子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)			人件費	0	
日本共産党長崎県中部地区委員会	312,908			家屋費		
日本共産党長崎県委員会	698,880			選挙事務所費	12,000	
日本共産党長崎県五島地区委員会	25,628			集会会場費等	0	
その他の寄附	0			通信費	150,000	
その他の収入	0			交通費	0	
				印刷費	660,000	
				広告費	156,551	
				文具費	1,500	
				食糧費	57,365	
				休泊費	0	
				雑費	0	
今回計	1,037,416			今回計	1,037,416	
前回計	0			前回計	0	
総計	1,037,416			総計	1,037,416	
	項 目			金 額		
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成			0 円		
	ビラの作成			0 円		
	ポスターの作成			0 円		
	選挙事務所立札及び看板の類の作成			0 円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0 円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0 円		
	計			0 円		
報告書受理年月日	平成29年11月6日			第1回報告分		

候補者氏名	谷川 彌一	候補者届出政党又は推薦党派	自由民主党	期 間	平成29年9月28日から 平成29年11月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	金原 健					
収入		円		支出		円
主たる寄附				人件費		705,000
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		
自由民主党長崎県第三選挙区支部		10,000,000		選挙事務所費		230,800
長崎県歯科医師連盟		500,000		集会会場費等		52,600
長崎県医師連盟		1,000,000		通信費		771,869
その他の寄附		0		交通費		1,136,345
その他の収入		150,000		印刷費		2,860,196
				広告費		702,353
				文具費		241,407
				食糧費		293,625
				休泊費		375,368
				雑費		857,180
今回計		11,650,000		今回計		8,226,743
前回計		0		前回計		0
総計		11,650,000		総計		8,226,743
	項 目		金 額			
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成		262,500円			
	ビラの作成		462,700円			
	ポスターの作成		1,237,496円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		164,742円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,360円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円			
	計		2,334,798円			
報告書受理年月日	平成29年11月6日			第1回報告分		

候補者氏名	口石 竜三	候補者届出政党又は推薦党派	日本維新の会	期 間	平成29年10月8日から 平成29年10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	口石 竜三					
収入		円		支出		円
主たる寄附		0		人件費		0
その他の寄附		0		家屋費		
その他の収入		1,500,000		選挙事務所費		0
				集会会場費等		0
				通信費		540
				交通費		128,489
				印刷費		1,180,000
				広告費		0
				文具費		346
				食糧費		20,138
				休泊費		72,850
				雑費		23,680
今回計		1,500,000		今回計		1,426,043
前回計		0		前回計		0
総計		1,500,000		総計		1,426,043
	項 目		金 額			
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成		0円			
	ビラの作成		0円			
	ポスターの作成		0円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円			
	計		0円			
報告書受理年月日	平成29年11月6日			第1回報告分		

候補者氏名	口石 竜三	候補者届出政党又は推薦党派	日本維新の会	期 間	平成29年11月15日から 平成29年10月31日まで	第2回分
出納責任者氏名	口石 竜三					
収入		円		支出		円
主たる寄附				人件費		297,115
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		
岩西 壯行	無職	1,500,000		選挙事務所費		0
その他の寄附		0		集会会場費等		0
その他の収入		0		通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		500,000
				文具費		0
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		0
今回計		1,500,000		今回計		797,115
前回計		1,500,000		前回計		1,426,043
総計		3,000,000		総計		2,223,158
	項 目		金 額			
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成		0円			
	ビラの作成		0円			
	ポスターの作成		0円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円			
	計		0円			
報告書受理年月日	平成29年11月21日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第四区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,028,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北村 誠吾	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年10月10日から 平成29年11月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	但馬 隆					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附		人 件 費	1,182,000			
（氏名・団体名）	（職業）	家 屋 費				
自由民主党長崎県第四選挙区支部	（寄附額）	選挙事務所費	240,000			
5,000,000		集会会場費等	100,860			
その他の寄附	0	通 信 費	0			
その他の収入	2,000,000	交 通 費	138,157			
		印 刷 費	2,143,800			
		広 告 費	1,212,202			
		文 具 費	99,511			
		食 糧 費	171,585			
		休 泊 費	60,630			
		雑 費	41,167			
今 回 計	7,000,000	今 回 計	5,389,912			
前 回 計	0	前 回 計	0			
総 計	7,000,000	総 計	5,389,912			
		項 目	金 額			
支出のうち公費負担相当額		選挙運動用通常葉書の作成	269,850円			
		ビラの作成	479,500円			
		ポスターの作成	1,087,200円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	160,000円			
		計	2,369,260円			
報告書受理年月日	平成29年11月6日					第1回報告分

候補者氏名	北村 誠吾	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年11月6日から 平成29年11月10日まで	第2回分
出納責任者氏名	但馬 隆					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附	0	人 件 費	907,000			
その他の寄附	0	家 屋 費				
その他の収入	0	選挙事務所費	243,324			
		集会会場費等	0			
		通 信 費	0			
		交 通 費	60,990			
		印 刷 費	0			
		広 告 費	0			
		文 具 費	0			
		食 糧 費	0			
		休 泊 費	0			
		雑 費	0			
今 回 計	0	今 回 計	1,211,314			
前 回 計	7,000,000	前 回 計	5,389,912			
総 計	7,000,000	総 計	6,601,226			
		項 目	金 額			
支出のうち公費負担相当額		選挙運動用通常葉書の作成	0円			
		ビラの作成	0円			
		ポスターの作成	0円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円			
		計	0円			
報告書受理年月日	平成29年11月10日					第2回報告分
候補者氏名	北村 誠吾	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年11月21日から 平成29年11月21日まで	第3回分
出納責任者氏名	但馬 隆					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附	0	人 件 費	0			
その他の寄附	0	家 屋 費				
その他の収入	0	選挙事務所費	0			
		集会会場費等	0			
		通 信 費	0			
		交 通 費	0			
		印 刷 費	0			
		広 告 費	0			
		文 具 費	0			
		食 糧 費	0			
		休 泊 費	0			
		雑 費	36,563			
今 回 計	0	今 回 計	36,563			
前 回 計	7,000,000	前 回 計	6,601,226			
総 計	7,000,000	総 計	6,637,789			
		項 目	金 額			
支出のうち公費負担相当額		選挙運動用通常葉書の作成	0円			
		ビラの作成	0円			
		ポスターの作成	0円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円			
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円			
		計	0円			
報告書受理年月日	平成29年11月22日					第3回報告分

候補者氏名	宮島 大典	候補者種別 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年9月25日から 平成29年10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	岡野 節蔵					
収入		円		支出		円
主たる寄附				人件費		2,192,000
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		
民進党本部		15,000,000		選挙事務所費		996,058
民進党長崎県第4区総支部		2,000,000		集会会場費等		65,540
吉田 治正	医師	100,000		通信費		222,750
中野 良雄	無職	20,000		交通費		170,833
千住 晋	医師	20,000		印刷費		0
その他の寄附	2件	20,000		広告費		1,573,691
その他の収入		0		文具費		136,155
				食糧費		362,358
				休泊費		63,700
				雑費		118,127
今回計		17,160,000		今回計		5,901,212
前回計		0		前回計		0
総計		17,160,000		総計		5,901,212
支出のうち公費負担相当額				項 目	金額	
				選挙運動用通常葉書の作成		262,500 円
				ビラの作成		476,000 円
				ポスターの作成		1,132,500 円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		164,742 円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,968 円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0 円
				計		2,243,710 円
報告書受理年月日		平成29年11月1日		第1回報告分		

候補者氏名	宮島 大典	候補者種別 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年11月7日から 平成29年11月10日まで	第2回分
出納責任者氏名	岡野 節蔵					
収入		円		支出		円
主たる寄附		0		人件費		0
その他の寄附		0		家屋費		
その他の収入		0		選挙事務所費		0
				集会会場費等		0
				通信費		221,940
				交通費		0
				印刷費		1,871,000
				広告費		537,300
				文具費		98,555
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		0
今回計		0		今回計		2,728,795
前回計		17,160,000		前回計		5,901,212
総計		17,160,000		総計		8,630,007
支出のうち公費負担相当額				項 目	金額	
				選挙運動用通常葉書の作成		0 円
				ビラの作成		0 円
				ポスターの作成		0 円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0 円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0 円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0 円
				計		0 円
報告書受理年月日		平成29年11月10日		第2回報告分		

候補者氏名	宮島 大典	候補者種別 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年11月20日から 平成29年11月20日まで	第3回分
出納責任者氏名	岡野 節蔵					
収入		円		支出		円
主たる寄附		0		人件費		0
その他の寄附		0		家屋費		
その他の収入		0		選挙事務所費		36,682
				集会会場費等		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		0
今回計		0		今回計		36,682
前回計		17,160,000		前回計		8,630,007
総計		17,160,000		総計		8,666,689
支出のうち公費負担相当額				項 目	金額	
				選挙運動用通常葉書の作成		0 円
				ビラの作成		0 円
				ポスターの作成		0 円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0 円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0 円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0 円
				計		0 円
報告書受理年月日		平成29年11月20日		第3回報告分		

候補者氏名	宮島 大典	候補者種別 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年11月30日から 平成29年11月30日まで	第4回分
出納責任者氏名	岡野 節蔵					
収入		円		支出		円
主たる寄附		0		人件費		0
その他の寄附		0		家屋費		
その他の収入		0		選挙事務所費		0
				集会会場費等		0
				通信費		302,784
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		0
今回計		0		今回計		302,784
前回計		17,160,000		前回計		8,666,689
総計		17,160,000		総計		8,969,473
支出のうち公費負担相当額				項 目	金額	
				選挙運動用通常葉書の作成		0 円
				ビラの作成		0 円
				ポスターの作成		0 円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0 円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0 円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0 円
				計		0 円
報告書受理年月日		平成29年12月6日		第4回報告分		

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託
- ・公有水面埋立ての免許
- 長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の改正
- ・保安林の指定
- ・保安林の指定の予定（2件）

所管課（室）名

- 水産経営課
- 漁港漁場課
- 林政課
- 〃
- 〃

◎ 公 告

- ・名誉県民の事績
- ・契約者等
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・土地改良区の役員就退任（2件）
- ・都市計画の図書の縦覧
- ・指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

- 秘書課
- 情報政策課
- 漁業振興課
- 農村整備課
- 都市政策課
- 建築課
- 住宅課

◎ 交通局公告

- ・契約者等

総務課

◎ 公安委員会告示

- ・警備員等に対する検定の実施

生活環境課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
- ・平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨

選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第354号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
平成30年4月2日
- 2 受託者の住所及び氏名

- a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 申請者が警備員でない場合は、住所を疎明する書面 1通
 - エ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - (ア) 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
 - (イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
 - オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 6 検定手数料の納付
検定申請時に検定手数料14,000円を長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、手数料は返還しない。
 - 7 合格発表
本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。
 - 8 その他
 - (1) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。
 - (3) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第40号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年4月24日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,142,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	谷川 彌一	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	平成29年11月7日から 平成30年1月5日まで	第2回分
出納責任者氏名	金原 健					
収 入		円	支 出		円	
主たる寄附		0	人 件 費		3,405,400	
その他の寄附		0	家 屋 費			

その他の収入	0	選挙事務所費	0
		集会会場費等	4,000
		通信費	137,395
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	56,658
		文具費	0
		食糧費	199,800
		休泊費	0
		雑費	950,882
今回計	0	今回計	4,754,135
前回計	11,650,000	前回計	8,226,743
総計	11,650,000	総計	12,980,878

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円

報告書受理年月日 平成30年2月23日 第2回報告分

長崎県選挙管理委員会告示第41号

平成30年2月4日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年4月24日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年2月4日執行 長崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

32,294,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中村 法道	所属党派	無所属	期間	平成30年1月10日から 平成30年2月16日まで	第1回分
出納責任者氏名	高谷 信					
収入	円	支出	円			
主たる寄附 (氏名・団体名) こぎ出せ・長崎の会	(職業) (寄附額) 10,280,500	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費等	2,433,600 1,158,471 213,496			
その他の寄附	0	通信費	59,255			
その他の収入	0	交通費	960,920			
		印刷費	2,424,931			
		広告費	2,854,345			
		文具費	0			
		食糧費	241,188			
		休泊費	481,692			

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 告 示
 - ・クラウドファンディングを利用した健康長寿関係支援募集業務歳入徴収事務委託 所管課（室）名 国保・健康増進課
 - ・漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正（2件） 漁業振興課
 - ・保安林の指定の予定 林政課
- ◎ 公 告
 - ・特定計量器定期検査の実施 計量検定所
- ◎ 公安委員会規則
 - ・長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 交通企画課
- ◎ 選挙管理委員会告示
 - ・平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨 選挙管理委員会書記室
 - ・平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨 ”

告 示

長崎県告示第612号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日 平成30年8月21日
- 2 受託者の住所及び氏名 東京都文京区本郷5丁目33番地10号 READYFOR株式会社 代表取締役 山田はるか
- 3 委託事務の内容 健康長寿日本一の長崎県づくりに向けて、クラウドファンディングを利用した不特定多数の方々からの金銭的な支援（以下「支援金」という。）の徴収事務
- 4 支援金徴収期間 平成30年9月11日から平成30年11月9日まで

長崎県告示第613号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第607号）の一部を次のように改正する。

主要地方道 香焼江川線	略
略	
主要地方道 佐世保港線	略
主要地方道 大村員津線	長崎県諫早市員津町1.579番地先から 長崎県諫早市員津町1.550番7地先ま で
主要地方道 大島太田和線	略
略	
諫早市道 中央地区2号線	略
諫早市道 赤島線	長崎県諫早市久山町2.987番7地先か ら長崎県諫早市久山町2.014番20地先 まで
諫早市道 赤島東線	長崎県諫早市久山町2.014番70地先か ら長崎県諫早市久山町2.014番53地先 まで
佐世保市道 佐世保相浦循環線	略
略	
臨港道路	略
臨港道路	長崎県諫早市員津町1.550番地7先か ら長崎県諫早市久山町2.014番20地先 まで

主要地方道 香焼江川線	略
略	
主要地方道 佐世保港線	略
略	
主要地方道 大島太田和線	略
略	
諫早市道 中央地区2号線	略
略	
佐世保市道 佐世保相浦循環線	略
略	
臨港道路	略

附 則

この規則は、平成30年9月15日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示46号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

27,142,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	末次 精一	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期 間	平成29年9月27日から 平成29年10月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	平尾 政則					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附	0	人 件 費	172,800			

その他の寄附	0	家 屋 費	
その他の収入	3,500,000	選挙事務所費	673,365
		集会会場費等	1,000
		通 信 費	45,454
		交 通 費	482,805
		印 刷 費	1,986,846
		広 告 費	1,179,949
		文 具 費	63,023
		食 糧 費	61,117
		休 泊 費	163,836
		雑	1,015,812
今 回 計	3,500,000	今 回 計	5,846,007
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	3,500,000	総 計	5,846,007

支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	479,500円
	ポスターの作成	1,237,496円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	494,226円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	2,689,040円	

報告書受理年月日	平成29年11月10日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------

長崎県選挙管理委員会告示第47号

平成30年2月4日執行の長崎県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年2月4日執行 長崎県議会議員補欠選挙（大村市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,032,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北村 貴寿	所属党派	無所属	期 間	平成30年1月26日から 平成30年2月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	朝長 靖洋					
収 入	円	支 出	円			
主たる寄附		人 件 費	552,000			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)				
自民党長崎県支部		100,000	家 屋 費			
その他の寄附		0	選挙事務所費	1,571,744		
その他の収入		3,389,463	集会会場費等	69,600		
			通 信 費	22,685		
			交 通 費	7,504		
			印 刷 費	778,200		
			広 告 費	730,944		
			文 具 費	32,143		

第8編

選挙公報及び審査公報

平成29年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第1区選挙公報

10月22日執行 長崎県選挙管理委員会

市民+野党 力あわせて未来ひらくご一票を 日本共産党へ



日本共産党 牧山 隆

60歳

安保法制「戦争法」、共謀罪法など、民意無視の強行採決を
つづけて、「森友・加計学園」問題で行政を私物化する安倍自公
政権。「アベ政治を許さぬ」と平和と民主主義を守るため
に、牧山隆と日本共産党はがんばります。

安保法制「戦争法」廃止 立憲主義回復を

安倍政権ほど憲法をいがらした政権は他にありません。秘密保護法、安保法制、共謀罪法「人権をしようり
んし、個人の尊厳をみにする違憲立法を廃止し、立憲主
義、平和主義をとりもどしましょう。

憲法9条もつ日本こそ「対話によ る平和的解決」のイニシアチブを

北朝鮮の核・ミサイル開発は許せません。同時に戦争だ
けは絶対におこなってはなりません。経済制裁の強化と一体
に、「対話による平和的解決」のため、憲法9条をもつ日本
こそ、イニシアチブ（主導的役割）を発揮すべき時です。

消費税10%は中止し、 格差と貧困をただす経済改革を

消費税8%で景気は冷えこんだまま。アベノミクスでも
一向に良くならない。消費税10%は中止以外ありません。
宮内閣や大企業に応分の負担を求め、税金の使い道は社会
保障、子育て、教育、地域活性化に優先して、も働かなくて
普通にくらせる社会を。

安倍改憲にきっぱりノーを

自衛隊を憲法9条に明記したら海外で無制限の武力行使
へ。「後からつづいた法は、前の法に優先する」となり、9
条2項が空文化に。9条を守り、世界中に広めます。

核兵器禁止条約に参加する政府を 核兵器禁止条約に参加する政府を

国連加盟国の3分の2が賛成した「核兵器禁止条約」に
背を向ける安倍首相「あなたはこの国の総理か」と怒る
被爆者のみなさん、政府が条約に参加しないのなら、参加
する政府をみながらの手をつくりましょう。

この道を揺るがず進みます

自民党の「補完勢力」が伸びても政治は変わりません。
「市民と野党の共闘」が、新しい日本の政治をつくる力で
す。日本共産党はこの道を、これからも揺るがずに進んで
行きます。

比隣代表は 日本共産党 とお書きください

牧山隆 略歴

1957年平戸市生まれ。中央大1期卒。元長崎市長。現在、荒瀬地区委員長。

政策の詳細はホームページ

日本共産党 検索 [http:// www.jcp.or.jp](http://www.jcp.or.jp)

長崎から新しい風を! 希望ある未来をつくりたい



にしおか ひでこ 西岡 秀子

希望の党 53歳

今回の選挙は国民不在、国会軽視、忖度の
横暴、ルールを無視した安倍政権の暴走を終わ
らせる最後の機会です。

激動する世界情勢の中、日本の命運を決する
大切な今、国民の真の思いを受け止め、党利党略
ではなく、国家国民の利益だけを考え、行動する
政治家・政党が求められています。

今、まさに、しがらみや既得権益に縛られない
思い切った改革が必要です。

混乱する我が国、そして低迷するふるさと
長崎の希望ある未来の為に、真摯に皆様と共に
取り組む決意です。西岡秀子へのご支援を何卒
よろしくお願い致します。

◆女性の視点で雇用・教育・子育て・
介護の充実に取り組みます

◆教育の無償化をはじめ
「教育立国」日本を目指します

◆誰もが安心できる
社会保障制度の整備

◆ふるさと長崎の希望ある未来の為に
様々な課題に取り組みます

*製造業、ものづくり産業の再生と育成
*アジアの表玄関としての必要な
基盤整備

-プロフィール-

1964年3月、西岡武夫(元参議院議長)の
長女として長崎市に生まれ育つ。

学歴:市立長崎幼稚園、長崎大学附属小・
中学校、活水高校、学習院女子短大
学習院大学法学部卒業

職歴:国会議員(父 西岡武夫)秘書、会社員
会社役員

頼りになるのは やっぱり自民党



とみおか つとむ 富岡 勉

自由民主党 (69歳)

日本新党、新進党、民主党、民進党と90年代から非自民勢力は、
「政権交代」を目標に離合集散を繰り返してきました。

記憶に新しいのは平成21年から3年余り続いた民主党政権の迷
走です。これにより日本は危機的状況に陥りました。
今回もまた、個人の人気をあてにした、わずかの数日でわか新党
ができました。理念も政策も無い、まさに選挙互助会です。こんな
時のブームに、自民党が負けるわけにはいきません。

北朝鮮からミサイルが飛んできたらどう対処するのか、という
難しい問題に直面する今、頼りになるのはやっぱり自民党です。
自衛隊を憲法上に位置づけるのが、消費税10パーセントの使い道
をどうするのか、あるいは働き方改革をどうするのか、若くは少子高齡
化へと向かう日本の未来を考えたとき、自民党以外に政権を任せ
られる政党はないと思います。

私達は、国民の皆様と一緒、たくましく、やさしく、誇りある日
本を作りあげていきます。その為にもぜひこれまで衆議院議員と
して、三期精一杯活動して参りました私を今一度、国会に送り出して
下さいませよう、心よりお願い申し上げます。

長崎の視点で、アジアを視野に、国を動かす

再生医療やガン治療、また、難病対策、障害者福祉のための最先端
医療を長崎に育て、定着する事で、人が集まるまちにします。
また国際交流の観点から、特に「衣帯水の関係にある東南アジア
に焦点を定め、経済、歴史、文化、人材等を切り口とした交流を推
進し、長崎の賑わいを取り戻します。

富岡勉の取り組み

- より良い医療・介護・福祉サービスの提供
- 女性の活躍をサポートする保育政策などの推進
- 科学技術イノベーション政策の新展開
- スポーツGDPを高める取り組み
- 再生医療センターの設立
- サイバーセキュリティに関する人材育成
- 漁場再生の取り組みなど海洋開発の推進
- 地場農産物の育成と販売促進
- 東アジア(特にベトナム)との交流促進を
通した中小企業の海外選出
- 容積率、建蔽率見直しを伴う、中心市街地の
再開発

◎富岡勉プロフィール

昭和23年7月4日生まれ
昭和55年長崎大学医学部大学院修了
原稿集読者会顧問から平成17年9月衆議院議員初当選(以降現在まで3期目)
元・文部科学省大臣官房内閣府副大臣
現在、自由民主党長崎県第一選挙区支部支部長、
NPO法人長崎ベトナム友好協会理事



加藤かんじ 自由民主党(71歳)

ぶれない政治! 決断はやることの本意!

千里同風 加藤寛治の十箇条

- 1 一次産業の活性化なくして国の繁栄なし
2 全国津々浦々まで実感できる景気回復
3 社会保障制度(保育・教育・医療・介護)の充実と従業員の雇用安定
4 総合的な少子化対策・子育て支援の充実
5 九州新幹線西九州(長崎)ルートのフル規格での整備促進と新たな街づくり
6 島原道路、西彼杵道路を始めとする道路網の整備促進
7 諫早湾干拓開門問題の早期解決
8 土地盤整備を促進し足腰の強い農業の確立と水産業の振興
9 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録の実現
10 地方創生で豊かなふるさとづくり

経験、実践、郷土愛

加藤寛治の履歴

昭和二十一年四月生まれ。昭和四十五年日本大学卒業。昭和五十七年長崎県議会議員初当選。平成十一年長崎県議会第五十四代議長。平成十七年JJA高原善仙代表理事組合長。平成二十四年自民党長崎県第二選挙区支部長。平成二十四年第四十六回衆議院議員選挙当選。平成二十六年第四十七回衆議院議員選挙当選。平成二十七年農林水産大臣政務官兼任。

日本共産党へ一票をひらく未来をあわせて 市民+野党



日本共産党 近藤いちろう 68歳

安倍法制=戦争法、共謀罪法など、民意無視の強行採決をつづけ、「森友・加計学園」問題で行政を私物化する安倍自公政権。アベ政治を許さない! 平和と民主主義を守るために、近藤いちろうと日本共産党はがんばります。

安倍法制=戦争法廃止 立憲主義回復を

安倍政権は憲法をないがしろにした政権は他にありません。秘密保護法、安倍法制、共謀罪法は人権をじゅうりりんし、個人の尊厳をふみにじる違憲立法を廃止し、立憲主義、平和主義をとりもどしましょう。

憲法9条もつ日本こそ「対話による平和的解決」のイニシアチブを

北朝鮮の核・ミサイル開発は許せません。同時に戦争だけは絶対におこなってはなりません。経済制裁の強化と一体、「対話による平和的解決」のため、憲法9条をもつ日本こそ、イニシアチブ(主導的役割)を発揮すべき時です。

消費税10%は中止し、格差と貧困をただす経済改革を

消費税8%で景気は冷えこんでいます。アベノミクスでも一向に良くありません。消費税10%は中止以外ありません。富裕層や大企業に底分の負担を求め、税金の使い道は社会保障、子育て、教育、地域活性化に優先して、8時間働いて普通に暮らせる社会を。

憲法9条を守ります 核兵器禁止条約に参加を

自衛隊を憲法に明記したら、9条2項を空文化させ、海外での無制限の武力行使に道を開きます。憲法9条は世界に誇る日本の宝。「安倍政権による改憲ノリ」の一点で力をあわせましょう。

「新幹線」は凍結。諫早湾の開門調査を直ちに

見通しのないまま、巨額の税金投入を続ける「新幹線延伸」は凍結すべきです。諫早湾の開門で有明海の再生は待たない。農業も漁業も防災も成り立つ開門調査を直におこなうよう求めます。

この道を揺るがず進みます

自民党の「補完勢力」が伸びても政治は変わりません。「市民と野党の共同」が新しい日本の政治をつくりだす。日本共産党はこの道で、これからは揺るがずに進んでいきます。

比例代表は 日本共産党 とお書きください

近藤いちろう 略歴 1949年北有馬町生まれ。長崎大学教育学部卒。小学校教員。現在、党県委員、衆議院長崎2区国政対策委員長。 政策の詳細はホームページ 日本共産党 検索 http://www.jcp.or.jp/



希望の党 山口はつみ 69才

国政に喝! 地域に輝きを!

これまで、安倍政権は「一強多弱」と言われる中で、安倍法制や憲法改正問題、森友・加計学園問題、さらには「働き方改革」においても働く者の声は十分に反映されず、国民を無視した強権政治を次から次で行ってきました。これ以上の安倍政権の暴走を許さず、「国政に喝! 地域に輝きを!」を実現するため、民意重視の国づくりに向け長崎県民のため、国民皆様のため渾身の努力を尽くす覚悟です。山口はつみはすべてをかけ全力で頑張ります。よろしくお願ひいたします。

活力ある国政、希望ある未来をつくります。

- 皆さんの声を聞き、健全で活力ある国政を目指し全力投球します。
・長崎2区は地域の特性を活かし、力強く前進しなければなりません。安全、安心でぬくもりのある、はつらつとした郷土づくりに積極的に取り組みます。
●人口減少ストップ! 地域の活性化を図ります。
●命と健康を守る
●医療制度、介護制度を維持充実します。
●経済政策は中小企業の活力強化を基本とし 農林漁業・畜産業を守り、育てます。
●スポーツ、文化を通じた心豊かな青少年の育成と、学校教育の充実を図ります。
●第4次産業革命に的確に対応し、エネルギー革命と環境に配慮したエネルギーのベストミックスを追求します。
●道路・空路・航路等交通網を整備し 活力ある地域をつくります。
●長崎県の政策課題に全力を傾注します。

平成29年
10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第3区選挙公報

長崎県選挙
管理委員会

消費増税凍結！ 維新ならできる！ 増税なしで改革実現！

維新 比例代表も 日本維新の会へ

教育無償化！
科学的な統計データに基づき、幼児期教育に対する投資が経済的に最も効果が大いことがわかってきました。

私立高校の質無償化
子どもたちが苦学して経済的に左右されず、受けたい教育を受けられる社会へ。

大学の授業料無償化
教育の無償は国際的な流れ。AI・IT・知能分野の専門人材や国際競争に打ち勝つ高度人材等育成に、経済効果もつなげます。

生涯にわたり 高齢者の習い事クーポン
生涯学習の機会を確保し、高齢者の生きがいづくりや、働く意欲のある高齢者が能力を高め、活躍できる社会を実現します。

身を切る改革！
議員報酬・議員定数の削減
国会議員の報酬を3割カット、議員定数を3割カットします。文書通信交通滞在費月100万円の使途を公開し、預取費交付を義務化します。

維新の実績 議員報酬3割カット
議員定数約2割カット

国家公務員の人事費・人員削減
地方の膨大な公務員の総人事費を2割削減することにより、5兆円の財源を生み出します。

維新の実績 一発行政職人件費削減19%カット
公務員給与カット
公務員給与カット率
公務員給与カット率


公務員制度改革・天下りの禁止
官僚の天下りを原則禁止します。無関係な外郭団体を撤廃し、税金の流れをストップ。不透明な隠蔽契約を原則競争入札に。

維新の実績 議員基本条例制定
議員基本条例制定
外郭団体約63%削減



日本維新の会 公認
くちいし 竜三
48歳

経歴
長崎県出身の48歳。中央大学・商学部を1994年に卒業。大手損害保険会社等に勤務し、事故処理部門の現場責任者として数々の難事件を機に政治に関心をもち、日本政策研究、若者の選挙、政治経済、社会政策にも参加。日本維新の会の結成に共鳴、改革と地方分権を志し、故郷長崎より立候補を決定。教育の無償化を目指し、消費増税凍結！身を切る改革で、新しい長崎、日本を拓く。



強い日本
谷川やいち
長崎3区自由民主党 公明党推薦

活力ある長崎をつくる。
谷川やいち / 5つの柱

- ① 人口急減・高齢化の克服
活力ある地域づくり
◎雇用を創出する企業活動の支援
◎次世代への教育・人材の創出確保
◎行政の効率化・サービスの改善
◎文化・芸術・伝統文化による心豊かなまちづくり
◎中小企業・建設業の健全な育成
- ② 国民の命と平和を暮らしを守る
外交安全保障の構築
◎米国の同盟国・友好国との連携強化
◎我が国の防衛・領土・領海・領空の侵犯に対する断固たる対応
- ③ 無人化防止のための離島対策の充実
活力ある人口増加のための運営
◎送迎サービスの充実
◎働き手の確保
◎地域社会の維持に必要な産業復興・雇用創出
◎離島医療の充実
- ④ 安心できる社会福祉制度の確立
◎安定した社会福祉制度の構築
◎国民皆保険の確保
◎介護・介護職の待遇改善
◎医師の診療科目別・地域別の偏在の是正
◎人材育成・確保の推進
- ⑤ 農林水産業への政策支援
◎産地振興・産地振興の推進
◎畜産・水産物の生産・流通の安定・支援対策

愛する「ふるさと」
大村・五島・志岐・対馬
新上五島・小値賀
東彼杵・川棚・波佐見
佐世保のために
命がけで働きます。

谷川やいちプロフィール

生年月日：昭和16年(1941年)8月12日
出身地：五島市
学位：長崎県立長崎高等学校卒業
職歴：建設(建築)、教育、マーケティング

長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
平成15年11月 長崎県議会議員(選挙区)
平成17年11月 衆議院議員(選挙区)
平成21年11月 衆議院議員(選挙区)
平成24年12月 衆議院議員(選挙区)
平成26年12月 衆議院議員(選挙区)

長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)
長崎県議会議員(選挙区)

STOP! 安倍政権。世代交代!

希望の党・長崎3区
すえつぐ精
(54歳)

プロフィール
元長崎県議会議員
(生まれ)昭和37年佐世保市生まれ、大村市在住
出身校 京都大学工学部
血液型 O型
(座右の銘)「希望のれは道あり」
趣味 マラソン、空手(新極真空手)、旅行、小説を書くこと
資格 中小企業診断士・MBA(長崎大学経済学部大学院にて取得)

① 挨拶
衆議院長崎3区に希望の党より立候補しましたすえつぐ精です。今回の選挙の最大の争点は、アメリカの失敗による格差社会をどう解消するかという点と総理大臣の金銭スキャンダル疑惑の解明です。更に、人口減少が著しい長崎3区において、これからの暮らしをどうしていくかとも大切と考えます。すえつぐ精は、既得権益と戦い希望ある長崎を創って参ります！

■ 私の政策 ■

- 1 脱しがらみ
しがらみとは政府の癒着のことです。そこに国民にとって大きな無駄なお金が費やされます。脱しがらみは財政再建につながり、国民の生活そのものの向上につながります。「脱しがらみ」、それは既得権益と戦う政治家、すえつぐ精の政治信念です！
- 2 大村市を経済都市として発展させます。
県内に位置し長崎空港と新幹線も整備される大村市、空路と陸路を利用して全国の物資を集め、アジア諸国への日本の西の玄関口として基盤整備を行い、経済都市として大村市の総生産額の増加を図って参ります。
- 3 東彼杵高規格道路の早期完成に取り組みます。
東彼杵高規格道路が開通することにより、大村から県北への人や物資の流れが大きく飛躍します。それは長崎の新たな経済圏を作り、大村が県の中心都市として大きく発展すると共に、県民所得の向上に大きく寄与します。
だからこそ、早期完成に全力で取り組みます。
- 4 食と観光による離島振興
人口減少が著しい離島、長崎3区は、五島列島、志岐、対馬と多くの離島を抱えます。
しかし、島にはたくさんの食の恵みや素晴らしい観光資源を有しています。私は離島振興策として、プロモーション策の強化を図ると共に、夏休みの子供の船旅など交通手段の低価格化にも取り組んで参ります。また、離島の経済振興策として、漁業を環境や気候面から見直し再生して行きます。
- 5 石水ダムの建設の凍結
佐世保市への水資源の確保を目的とした石水ダム、しかし、佐世保市の人口が30%減少していく中で水の供給量を30%増やそうとすることは、無駄以外の何物でもありません。そして、県民の60パーセントは石水ダムの必要性を理解していないという行政の無責任を感じる状況でもあります。そんな石水ダムの工事は、県民の理解を得られるまで凍結します。
- 6 消費増税の凍結
景気の実感を感ずるまで消費増税10%への増税を凍結します。

平成29年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第3区選挙公報 長崎県選挙管理委員会

市民+野党 力あわせて未来ひらくご一票を **日本共産党へ**



日本共産党 石丸 完治

68歳

安保法制・戦争法、共謀罪法など、民意無視の強行採決を
つづけて、「森友・加計学園」問題で行政を私物化する安倍自公
政権。「アベ政治を許さない」―平和と民主主義を守るため
に、石丸完治と日本共産党はがんばります。

安保法制・戦争法廃止 立憲主義回復を

安倍政権ほど憲法をないがしろにした政権は他にありま
せん。秘密保護法、安保法制、共謀罪法、人権をじゅり
んし、個人の尊厳をふみにじる違憲立法を廃止し、立憲主
義、平和主義をとりもたせましょう。

憲法9条もつ日本こそ「対話によ る平和的解決」のイニシアチブを

北朝鮮の核・ミサイル開発は許せません。同時に戦争だ
けは絶対におこなってはなりません。経済制裁の強化と一体
に「対話による平和的解決」のため、憲法9条をもつ日本
こそ、イニシアチブ（主導的役割）を発揮すべき時です。

消費税10%は中止し、 格差と貧困をたたく経済改革を

消費税8%で景気は冷えこんだまま。アベノミクスでも
一向に良くならない。消費税10%は中止以外ありません。
富裕層や大企業に応分の負担を求め、税金の使い道は社会
保障、子育て、教育、地域活性化優先で、8時間働いて
普通に暮らせる社会を。

憲法9条を守ります 核兵器禁止条約に参加を

自衛隊を憲法に明記したら、9条2項を空文化させ、海
外での無制限の武力行使に道を開きます。憲法9条は世界
に誇る日本の宝。「安倍政権による改憲1」の一点で力を
あわせましょう。

石木ダムは建設中止。 離島振興に全力で

ふるさとを力ずくで奪う石木ダム建設に反対し、国の事
業認定の取り消しを求めます。離島の農水産物加工品や工
業製品などの輸送費に助成します。生活でできる農業、漁業
の再生へ全力をあげます。

市民と野党 の共闘 この道を揺るがず進みます

自民党の「補完勢力」が伸びても政治は変わりません。「市
民と野党の共闘」が、新しい日本の政治をつくる力です。日本
共産党はこの道を、これからも揺るがずに進んでいきます。

比例代表は **日本共産党** とお書きください

石丸完治 略歴 1949年伊万里市生まれ。長崎大学経済学部卒。現在、党県常任委員、党県農林・漁民部長
政策の詳細はホームページ 日本共産党 検索 <http://www.jcp.or.jp/>

投票日は10月22日(日)です。

小選挙区はピンク色の投票用紙に候補者の氏名を
比例代表はあさぎ色の投票用紙に政党等の名称を
(投票用紙をまらかえないように投票しましょう。)

なお、小選挙区の区割りは次のとおりです。

第1区	長崎市(旧外海町及び旧琴海町の区域を除く。)
第2区	長崎市(旧外海町及び旧琴海町の区域)・島原市・諫早市・雲仙市・南島原市・長与町・時津町
第3区	佐世保市(早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域)・大村市・対馬市・壱岐市・五島市・東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・新上五島町
第4区	佐世保市(早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域を除く。) 平戸市・松浦市・西海市・佐々町

※小選挙区の区割りの改定により、西海市が第4区へ、小値賀町が第3区へ編入されておりますので、当該地区にお住まいの有権者の方は、ご注意ください。

※投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

平成29年 衆議院小選挙区選出議員選挙長崎県第4区選挙公報

10月22日執行 長崎県選挙管理委員会



みやじま
宮島大すけ
(54才)

1 真の地域再生を！ 希望の党公認

- 農業戸別所得補償制度の復活
- 漁場の整備と燃油対策の充実
- 1次産業の付加価値化と6次産業の推進
- 観光業振興によるさらなる交流人口の増加
- 西九州自動車道、大型客船用岸壁、松島大橋など地域の必要なインフラの整備

2 原発ゼロ社会の実現を！

- 2030年代の原発ゼロに向けての行程表の作成
- 松浦、松島火力発電所の増設等によるエネルギー政策の転換
- 原発再稼働には、30km圏内自治体の同意を条件とする規格の新設

3 人口減少に歯止めを！

- 思い切った子育て支援と教育の無償化の実現
- 人口流出を食い止める企業誘致と若者の起業支援の充実
- 医療施設の充実と介護福祉の人材育成
- 造船製造業はじめ第1、第2次産業の人材不足の解消

4 現実的な外交安全保障の構築を！

- 北朝鮮ミサイル開発への毅然とした姿勢、対話と圧力
- できるだけ他国に頼らず、自分の国は自分で守る。防衛力の構築
- 平和主義に基づいた海外での武力行使の抑制
- 積極的な人道支援

元防衛大臣政務官
豊富な実績と行動力!!

日本に希望を。 今こそ、 大逆転!!

希望の党

宮島大すけプロフィール

- ◆1963年6月6日 佐世保生まれ(54才)
- ◆佐世保市立山手小学校、南豊学園中学・高等学校、一橋大学社会学部卒業
- ◆1991年 長崎県議会議員当選(27才)
- ◆2009年 衆議院議員2期目当選(46才)
- ◆2011年 民主党副幹事長
- ◆2012年 総務委員会筆頭理事
- ◆2012年 防衛大臣政務官
- ◆2016年 民進黨長崎県総支部連合会代表代行

市民+野党 力あわせて未来ひらくご一票を 日本共産党へ



日本共産党
石川さとる
65歳

安保法制も、TPP法もカジノ法も、執行採決ばかりの安倍目公政権。「森友・加計問題」では「お友達」政治、「アベ政治」を許さない。平和と民主主義を守るあなたの大切な一票を、石川さとると日本共産党に託してください。

**安保法制 戦争法廃止
立憲主義の回復を**

若者を誰一人として戦場におくらせてはなりません。オスプレイも水陸機動隊もいりません。憲法違反の安保法制、共謀罪法、機密保護法を廃止し、立憲主義と平和主義を取り戻します。

**北朝鮮問題
憲法9条もつ日本こそ対話による
平和的解決のイニシアチブを**

米朝の構構の応酬で軍事衝突の危険。破壊をもたらすだけの戦争は絶対にしてはなりません。軍事的圧力ではなく、経済制裁と一体に「対話」による平和的解決を。

**くらした経済
消費税10%は中止し、
格差と貧困をただす経済改革を**

消費税8%でくらはは苦しくなるばかり。消費税10%はキツバリ中止。高所得や大企業に充分の負担を求め、税金の使い道は社会保障、子育て、教育、地域活性化優先で最低賃金の大幅引き上げを。

**憲法9条
憲法9条を守ります
核兵器禁止条約に参加を**

自衛隊を憲法9条に明記したら海外で無制限の武力行使へ、「後かつかつ」法は、前の法に優先する」となり、9条2項が空文化に。9条を守り、世界中に広めます。

**石木ダム・原発
石木ダム建設中止
玄海原発再稼働反対**

「ふるさとに住み続けたい」「自然豊かな海を残したい」というあたりまの訴えと運動。強制取用をなだちやめ、石木ダムの建設中止を。玄海原発の再稼働を許しません。

**市民と野党の共闘を
揺るがず進みます**

日本共産党

比例代表は **日本共産党** とお書きください

石川さとる 略歴 1952年松浦市瀬田生まれ。交北部地区委員長。松浦高校、長崎大学経済学部卒。 政策の詳細はホームページ 日本共産党 検索 <http://www.jcp.or.jp>

日本のために北村誠吾!! 地元のために北村誠吾!!

北村さんは我が党に欠かせない人材
7期目の当選を目指し全力で応援します

参議院議員 参議院議員
前長崎県知事 前長崎市長
金子 原二郎 古賀 友一郎

友好県議団は総力で支援します

宮内 雪夫 田中 愛国 淵口 美英雄
西川 克己 吉村 洋 外間 雅広
瀬川 光之 友田 吉泰 宮本 法広

政党与党の一員として全面的にバックアップ!!

公明党 参議院議員 選挙区は北村誠吾
日本共産党 比例区は公明党 お互い応援します!!
あきりの公造

私の経歴

- 代議士(白紙に)秘書
- 佐世保市議会議員 1期
- 長崎県議会議員 4期
- 衆議院議員 6期
- 元 防衛庁長官政務官
- 元 学校法人理事

自民党・副幹事長
防衛副大臣
元 自民党水産部会長
元 安全保障委員長
元 自民党総務

宏池会
60TH ANNIVERSARY

自民党 政調会長
宏池会 会長
岸田 文雄

北村誠吾さんの
行動力に感服!!
国政の場で
更なる活躍を期待

汗かき主義 現場主義

有言 実行 Say & Go!

6期・17年 国政経験の全てを投入

地元・長崎県の活性化が第一
長年培ったネットワーク、政治経験を活かして
企業の「やる気」倍加する支援策政策を実行

生活の安全・安心確保を最優先
国の安全を守り国民に安心を与えてくれる自衛隊
隊員をもって任務精励いただけるよう全力で支援

今こそ「弱者」の立場で
国政二分の政治課題は 丁寧に議論を進める。
身近にある「鋭い立場」の方々に対する
諸施策の充実・拡大は 私のライフワーク
地道にかつ精力的に取り組みます

全力で現場で 課題解決に邁進・挑戦!

自民党公認 公明党推薦 70才
北村誠吾

ムダにしませせん
汗と税金

守るべきものはしっかり守る。
変えるべきものは大胆に変える。



希望の党 代表
こいけ ゆりこ
小池 百合子

日本に希望を。

希望の党

案1 消費税増税凍結
景気回復を確実にするため、2年後の消費増税を凍結します。

8% → 10%

案2 議員定数・議員報酬の削減
国会議員みずから身を切る改革を断行し、「しがらみ政治」から脱却します。

案3 ホスト・アベノミクスの経済政策
徹底した規制改革と特区を最大活用し、民間の活力を生かした経済活性化を図ります。

案4 原発ゼロへ
「2030年までに原発ゼロ」を目指します。徹底した省エネで、エコ社会に変えていきます。

案5 厚く・教育・福祉の充実
正社員で働ける、結婚できる、子どもを育てられる社会をここに！ 世間体解決の力があります。

案6 ダイバーシティ社会の実現
すべての人が輝ける社会をめざします。特に、女性、シニアの力をさらに生かします。

案7 地域の活力と競争力の強化
現地に任せれば元気になる道州制を導入し、地域が自分で決める力は、タモになくする。

案8 憲法改正
憲法9条をふくめ憲法改正論議をすすめます。国民の知る権利、地方自治の分権を明記します。

案9 危機管理の徹底
外交安全保障はもとより自然災害対策も強化し、国民の生命と財産を守る万全の備えを整えます。

略称：希望
kibunotou.jp

比例代表は「希望の党」へ

投票日は10月22日(日)です。

小選挙区はピンク色の投票用紙に候補者の氏名を
比例代表はあさぎ色の投票用紙に政党等の名称を
(投票用紙をまちがえないように投票しましょう。)

日本の明日を、私たちが決めよう。

※投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

平成29年 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙公報 長崎県選挙管理委員会
10月22日執行

教育負担の 軽減へ。

幼児教育から高等教育(大学など)までの
大胆な「教育の無償化」をめざします。

比例区は

こう めい とう

公明党

●ビジョンや実績はホームページをご覧ください。

www.komei.or.jp

(略称:公明)



九州選挙区に
私たちがいます。

九州ブロック
比例代表名簿登載者

教え子を
再び戦場に送らない

福岡県(第1区)

たけうち信昭

【所属】
熊本大学初等・後期 独立両校社会科教師

【政綱】
憲法を生活の隅々に活かす平和・人権・環境を守る

ウチナーの未来は
ウチナーンチュが決める!

沖縄県(第2区)

テルヤ寛徳



【所属】
福岡県(第1区)
弁護士、参議院議員1期、衆議院議員5期。

【政綱】
基地問題、日米地位協定、憲法、沖縄復興。

大分から政治を変える

大分県(第2区)

吉川はじめ



【所属】
福岡県(第2区)
社民党政策調査会長、党大分県連盟副

【政綱】
地方分権と地方行政、教育行政、地方交通

安心の社会保障・
福祉・介護の実現を

福岡県(第2区)

和田かなめ



【所属】
熊本大学初等・後期 両校 熊本大学客員教授

【政綱】
安定した生活がゆきわたる社会づくりは政治の責任

生活できる年金
平和憲法を活かそう

鹿児島県(第4区)

野呂正和



【所属】
福岡県(第2区)
新原英治前市長、
みんなの会主宰

【政綱】
あふれる行動力で、国民生活を守る。
戦争する国にさせない!

アベ暴走政治ストップ 憲法を活かす政治

- ◎消費税10%反対、不公平税制の是正
- ◎安心の子育て、年金・医療・介護の確立、教育無償化推進
- ◎残業代ゼロ・過労死許さず、人間らしい働き方の実現
- ◎脱原発、人間の復興、農林水産業の再生
- ◎戦争法・共謀罪法廃止、辺野古新基地反対、オスプレイ配備撤回



社民党党首 吉田 忠智

比例区は 社民党

<http://www5.sdp.or.jp/>

投票日は10月22日(日)です。

小選挙区はピンク色の投票用紙に候補者の氏名を
比例代表はあさぎ色の投票用紙に政党等の名称を
(投票用紙をまちがえないように投票しましょう。)

日本の明日を、私たちが決めよう。

※投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

この国を、守り抜く。



未来に責任を持つ確かな政策で、さらなるステージへ。

- Action 1** 北朝鮮の脅威から、国民を守り抜きます。
- Action 2** 劇的な生産性の向上で、国民の所得を増やします。
- Action 3** 未来を担う子供たちに、“保育・教育の無償化”を実現します。

- Action 4** 地方創生で、活力ある元気な地方をつくります。さらに復興加速へ。熊本地震、九州北部豪雨災害等からの復興加速を目指します。
- Action 5** 国民の幅広い理解を得て、憲法改正を目指します。

比例代表は「自由民主党」または「自民党」とお書きください。

比例代表名簿登載者



園田 博之 みやじ 拓馬 今村 雅弘 湯川 一行 西村 俊隆 大久保 秀典 川上 健

小選挙区は、あなたの街の自民党の「候補者名」をお書きください。

福岡県



福岡1区 井上 たかひろ 福岡2区 おにき 嗣 福岡3区 古賀 あつし 福岡4区 宮内 ひでき 福岡5区 原田 よしあき 福岡6区 はとやま 二郎 福岡7区 藤丸 さとし 福岡9区 みはら 朝彦 福岡10区 山本 幸三 福岡11区 たけだ 因太

佐賀県



佐賀1区 岩田 かずか 佐賀2区 古川 康

長崎県



長崎1区 富岡 勉 長崎2区 加藤 かんじ 長崎4区 北村 嗣吉

熊本県



熊本1区 木原 みのる

大分県



大分1区 穴見 剛一 大分3区 岩間 たけし

宮崎県



宮崎1区 たけい 俊輔 宮崎2区 江藤 拓 宮崎3区 ふるかわ よしひさ

鹿児島県



鹿児島2区 金子 万寿夫 鹿児島3区 小里 やすひろ 鹿児島4区 森山 ひろし

沖縄県



沖縄1区 コクバ 幸之助 沖縄2区 ミヤザキ 政久 沖縄3区 比嘉 なつみ 沖縄4区 ニシメ 恒三郎

◎次の候補者は、小選挙区のみ立候補しております。福岡8区 あそう 太郎 長崎3区 谷川やいち 熊本2区 野田たけし 熊本3区 坂本てつし 熊本4区 金子やすし 大分2区 えとう 征士郎 鹿児島1区 やすおか 宏武 ※注記により、小選挙区のみ候補者は、本名順に姓の異なる順番ができません。

自民党

日本の明日

平成29年 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙公報 長崎県選挙管理委員会
 10月22日執行

「市民+野党」の共闘で 安倍政権を退場へ

政党のあり方が問われています。「安倍政治を止める。そのために野党は共闘を」と—市民のみなさんが求めるこの立場を、日本共産党は、これからもうめします。市民との約束を、なによりも大事にし、「市民+野党」でプレずいたたかう日本共産党が伸びれば、政治は変わります。



1 税金

消費税10%中止
 富裕層と大企業に自分の負担を求め、財源を確保。
 ●大企業の法人税実負担率(12%)を中小企業(19%前後)のみに増やす。

2 予算

社会保障・教育・子育て・若者優先に
 ●軍事費とムダな大型開発にムス。年金削減ストップ、教育の無償化。認可保育園30万人分緊急増設。

3 働き方

8時間働けばふつうにくらせる社会を
 ●長時間労働を規制し過労死なくす。公正現から正規ヘルムを強化。
 ●中小企業を支援して最低賃金時給を1千円に引き上げ、1500円をめざす。

4 地域経済

地方再生へ 中小企業・農業を応援
 ●大企業と中小企業の賃金格差是正。中小企業子業を1万円に増額。
 ●米の直接支払交付金制度の廃止をやめ、営業できる価格保障・所得補償を。

憲法

安倍政権による9条改憲NO!
 首相がなろうら改憲は、無制限の海外での武力行使に道を開きます。
 ●安倍法制を廃止し、立憲主義を取り戻す。
 ●オスプレイの訓練中止・配備撤回、低空飛行訓練の中止。

核兵器

核兵器禁止条約に参加する政府を
 ●国連加盟国3分の2の賛成で採択された核兵器禁止条約に、核保有国・日本が賛同していません。政府は核兵器禁止条約に署名することを求めます。

原発

原発ゼロへ「原発再稼働」STOP!
 ●東海原発再稼働ストップ。2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーで。
 ●沖縄・辺野古新基地建設中止を。
 ●熊本地震、九州北部災害の全被災者の生活と生業の再建へ支援を。

森友・加計疑惑の徹底究明を

詳しい政策はこちら **比例代表は日本共産党** **日本共産党** **略称 共産党** **とお書きください。** 候補者名を書くこと無効になります。

まっとうな政治。

国民のみなさんの日常の暮らし、現場のリアルな声に根ざした、ボトムアップの政治を実現する。それが私たちの描く、日本の未来です。右でも左でもなく、前へ。

立憲民主党 代表 **枝野幸男**

比例区は立憲民主党 (略称：民主党)
 小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党
 The Constitutional Democratic Party of Japan

九州選挙区名簿登載者

山本 こうせい (福岡1区) 山内 康一 (福岡3区) やがみ 雅義 (熊本4区) 横光 克彦 (大分3区) 川内 ひろし (鹿児島1区) 仲間 昌信 (比例・九州) 藤田 一枝 (比例・九州)

消費増税凍結!

身を切る改革で教育無償化!

議員報酬・議員定数の削減	議員報酬 約3割カット (大阪府)	議員定数 約2割カット (大阪府)
国家公務員の人員削減	一般行政職員人員 約19%カット (大阪府)	公務員数 約8%カット (大阪府)
公務員制度改革・天下りの禁止	職員基本条例制定 (大阪府)	外郭団体 約63%削減 (大阪府)

維新はやっていきます

幼児教育の完全無償化 私立高校の実質無償化
 大学の授業料無償化 高齢者の習い事クーポン

代表 **松井 一郎**

日本維新の会

九州ブロック 比例代表名簿登載者

福岡県 第4区 かわの正美	長崎県 第3区 くちいし竜三	鹿児島県 第1区 山之内つよし	沖縄県 第1区 下地ミキオ
-------------------------	--------------------------	---------------------------	-------------------------

比例代表は「維新」または「日本維新の会」とお書きください。
 小選挙区は候補者名をお書きください。

比例は「幸福」とお書きください。

清潔で、勇断できる政治を。

国防 **自分の国は、自分で守ろう!** 経済 **下げよう! 消費税5%**
 ~減税こそ、最大の福祉~

- 国民保護を徹底し、北朝鮮危機にしっかり備えます。
- 消費税を5%に引き下げ、家計を守ります。
- 万が一の場合に備え、先進国並みに核シェルターを普及させます。
- 民間活力を最大化し、所得増増を実現します。
- 日本を守る自衛隊が十分活躍できる体制をつくります。
- 公教育の質を高め、塾に頼らない学校をつくります。
- 北朝鮮には憲法9条適用除外で、国民を守ります。
- 長寿を祝福できる生涯現役社会をつくります。

幸福実現党 **党首 釈 量子**

長崎県選挙管理委員会

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

平成29年 10月22日執行



最高裁判所判事
おお たい なお と
大谷直人
昭和二十七年六月二十三日生

略歴
北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和五年 四月 判事補任官、東京地裁、最高裁判所、裁判所書記官研修所、富山地裁、山形地裁、高松地裁、最高裁判所第一課長、東京高等裁判所、東京地裁判事、最高裁判所、最高裁判所書記官、最高裁判所司法研修所教官、最高裁判所第一課長、東京高等裁判所、東京地裁判事、最高裁判所書記官、最高裁判所司法研修所教官、最高裁判所第一課長、人事局長、刑務局長、静岡地裁所長。
平成三年 一月 静岡地裁所長
四年 三月 最高裁判所書記官
六年 七月 大阪高等裁判所
七年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年二月一日 大法廷判決
小選挙区選出議員の選挙区別は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされたといえず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものといふことはできないとした（多数意見）
二 平成二七年二月一日 大法廷判決
民法七三三條一項の規定のうち〇〇日を過ぎて再婚禁止期間を設ける部分は、平成〇〇年当時において、憲法一四條一項、二四條一項に違反するに至っていないとした（多数意見、補足意見付加）
三 平成二七年二月一日 大法廷判決
夫婦は、婚姻の際に定めることに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇條は、憲法二二條、一四條一項、二四條一項に違反しないとした（多数意見、補足意見付加）
四 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が溜まり、メタンガスが漏出したことによる生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を施設発注会社の担当者に随時提供し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があったとして、業務上過失致死傷罪の成立を認め、（全員一致、補足意見付加、裁判長）
五 平成二九年三月二五日 大法廷判決
車両に使用される承諾書にGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS調査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思を反してその私的領域に侵入する捜査手段であり、裁判官の存疑がなければ行つてはならない処分であるとした（全員一致）
六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないとした（多数意見）

裁判官としての心構え
最高裁判にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、どのような最善の解決が求められる。社会的影響の大きな事件、先例がなく新判断が求められる事件も少なくありません。最高裁判の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。判断を待たずに事件に取り組み、判決等て具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明を果す内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事
き さ ざ わ かつ ゆき
木澤克之
昭和二十六年八月二十七日生

略歴
東京都新宿区において家庭音楽師の家庭の三男として生まれ育ち、同区立藤巻小学校、私立立教中学校を経て、同立教高校を卒業、立教大学法学部卒業。
昭和四九年 三月 司法修習生
五〇年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
五二年 四月 司法研修所長兼判事補
五三年 一月 新宿区法律事務所判事補
五六年 四月 立教大学法科大学院教授
六〇年 四月 東京弁護士会司法修習生委員長
二〇年 四月 法務省人権擁護委員
二一年 〇月 新宿区区民の声委員会委員（苦情処理機関、第三者委員会）
二三年 一月 新宿区区民の声委員会委員（苦情処理機関、第三者委員会）
二八年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二八年二月二五日 第一小法廷判決
学校、児童福祉施設等の敷地から一〇〇m以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科すことを定めた京都府風俗案内所の規制に関する条例三三條一項、六條一項の各規定は、憲法二二條一項に違反するものではなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事する者を表す画面等を表示すること等を禁止した同条例七條二号の規定は、憲法二二條一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）
二 平成二八年二月二九日 第一小法廷判決
地方税法施行規則六六條の一七項にいう居住の用に供するのために独立的に区画された部分が〇〇以上ある共同住宅等に当たるか否かは、一棟の共同住宅等に〇〇以上ある共同住宅等であるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）
三 平成二八年二月二九日 大法廷決定
共同相続された普通預金債権、通算預金債権及び定期貯蓄債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものとし、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）
四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常務勤しん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該労働者は、当該労働者の死亡によって当然に終了するものではなく、労働者補償保険法一四條一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致）
五 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、選挙の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に達している問題の程度を考慮し、公平に平等状態にあり得るものといふべきではないとした（多数意見）

裁判官としての心構え
約四〇年間、弁護士としての活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持って、正義と公平に邁進し、かつ、健全な社会常識に導く法律の解釈・適用に努めていきたいと考えています。
最高裁判所判事に就任して約一年三か月経過しました。最終審としての判断の重さを要に自覚し、一つの事件に謙虚に向き合い、よりよい判断・解決のための誠実に職務を果たしていきたいと思います。



最高裁判所判事
はやし けい いち
林景一
昭和二十六年二月八日生

略歴
山口県徳山市（現周南市）生まれ、父の仕事の関係により大阪で育ち、市立高島小学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高等学校を卒業、京都大学法学部卒業。
昭和四九年 三月 外務省入省
四月 米田スタントン大学にて研修（政治学修士）後、シンガポール、ソ連、米国の各日本国大使館に勤務し、アジア南東アジア第二課長、条約局条約課長、在英日本国大使館公使、北米局参事官、条約局参事官を経て、条約局長（後に国際法局長）
一七年 八月 駐アイルランド特命全權大使
二〇年 一月 外務大臣官房長官
二二年 九月 内閣官房副長官補
二三年 二月 在英日本国大使館特命全權公使
二九年 一月 駐英特命全權大使
二九年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二九年九月二日 第三小法廷決定
信用保証協会が、金融機関が会社に対して行った融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後、破産手続開始後に物上保証人（自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者）から債権の一部の弁済を受けた。このような場合に破産債権者の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産法の解釈上争いがあったが、この決定では、破産手続開始の時に物上保証人の額として確定したものを基礎として配当額を計算し、その当債権の弁済法上の残額を超過したときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないとした（全員一致）
二 平成二九年九月二七日 大法廷判決
多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、選挙の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に達している問題の程度を考慮し、公平に平等状態にあり得るものといふべきではないとした（多数意見）
三 平成二九年九月二七日 大法廷判決
選挙区間における投票価値の不均衡は、選挙の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に達している問題の程度を考慮し、公平に平等状態にあり得るものといふべきではないとした（多数意見）
四 平成二九年九月二七日 大法廷判決
選挙区間における投票価値の不均衡は、選挙の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に達している問題の程度を考慮し、公平に平等状態にあり得るものといふべきではないとした（多数意見）

裁判官としての心構え
最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の日本という視点を超えながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っております。これまでいろいろな場所に任じ、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をさせていただき、いろいろな気持を持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っております。

◎国民審査の投票用紙には やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
◎国民審査の投票用紙は「うぐいす色」です。

日本の明日を、私たちが決めよう。

※投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 10月22日(日)投票日

(繰上投票区の投票日は10月21日(土)です。)

日本の明日を、私たちが決めよう。

小選挙区選挙では候補者の氏名を
(投票用紙はピンク色です。)

比例代表選挙では政党等の名称を
(投票用紙はあさぎ色です。)

投票用紙をまちがえないように投票しましょう。

なお、小選挙区の区割りは次のとおりです。

第1区	長崎市(旧外海町及び旧琴海町の区域を除く。)
第2区	長崎市(旧外海町及び旧琴海町の区域)・島原市・諫早市・雲仙市・南島原市・長与町・時津町
第3区	佐世保市(早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域)・大村市・対馬市・壱岐市・五島市・東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・新上五島町
第4区	佐世保市(早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域を除く。)・平戸市・松浦市・西海市・佐々町

※小選挙区の区割りの改定により、西海市が第4区へ、小値賀町が第3区へ編入されておりますので、当該地区にお住まいの有権者の方々は、ご注意願います。

※投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、
期日前投票または不在者投票をしましょう。